

6.3.2.8 【詳細設問】 報告事例における被害の懸念・発覚の経緯

被害の発覚経緯(設問 B08)については、「被害児童本人の開示」を伴う事例が大半を占める結果となった。一部、「SNS・インターネットでの開示等から」という発覚経緯も含まれている。また、関係者等の周囲による疑い等からの被害発覚も一定数認められ、保護者や親族、保育園・幼稚園・学校関係者、産婦人科や医療機関、子どもの友人や同級生、一時保護所職員や社会的養護関係者、NPO 法人等の関連団体などの関与によって被害が発覚したとする例が含まれた。

設問B08: 発覚経緯(複数選択, 「回答困難」を除く)

調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)

市区町村492件(回収率26%)

収集事例数【児童相談所】 475件; 【市区町村】 542件

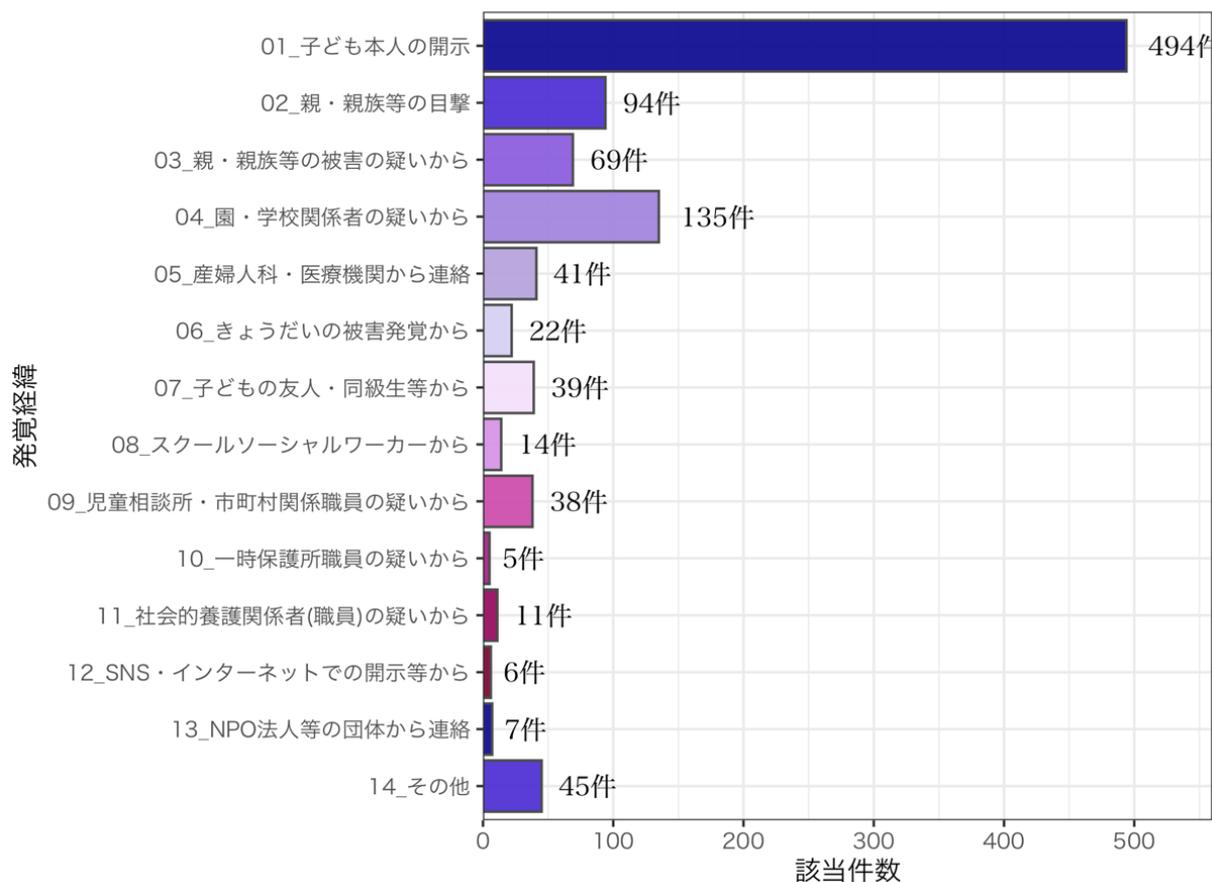


図 6.8 報告事例の発覚経緯

6.3.2.9 【詳細設問】 報告事例における被害の開示相手・発見者情報

被害発覚の経緯にあわせて、設問 B09 では子どもからの開示を受けた者、または発見者に関する情報として、「通告につながった者」、「通告につながらなかった者」、「被害が懸念される情報を把握していた者」の区分別で該当状況の報告を求めた。その結果、通告につながった被開示者・発見者は「母(実母・実母以外の母)」と「担任教諭」が多く、その他にも学校関係者や友人・知人等の様々な立場の者がこれに該当した(図 6.9)。また、「通告につながらなかった者」や「懸

念情報の事前把握者」に関しては、家庭内の居住者や親族にあたる者や、被害児童の友人・同級生での該当が多い傾向にあった。その一方で、学校や保育園・幼稚園等の関係者などの立場であっても、通告には至らなかった例も報告される結果となった。

設問B09: 被開示者・情報把握者
(複数回答, 「回答困難」を除く)

調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)

市区町村492件(回収率26%)

収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542

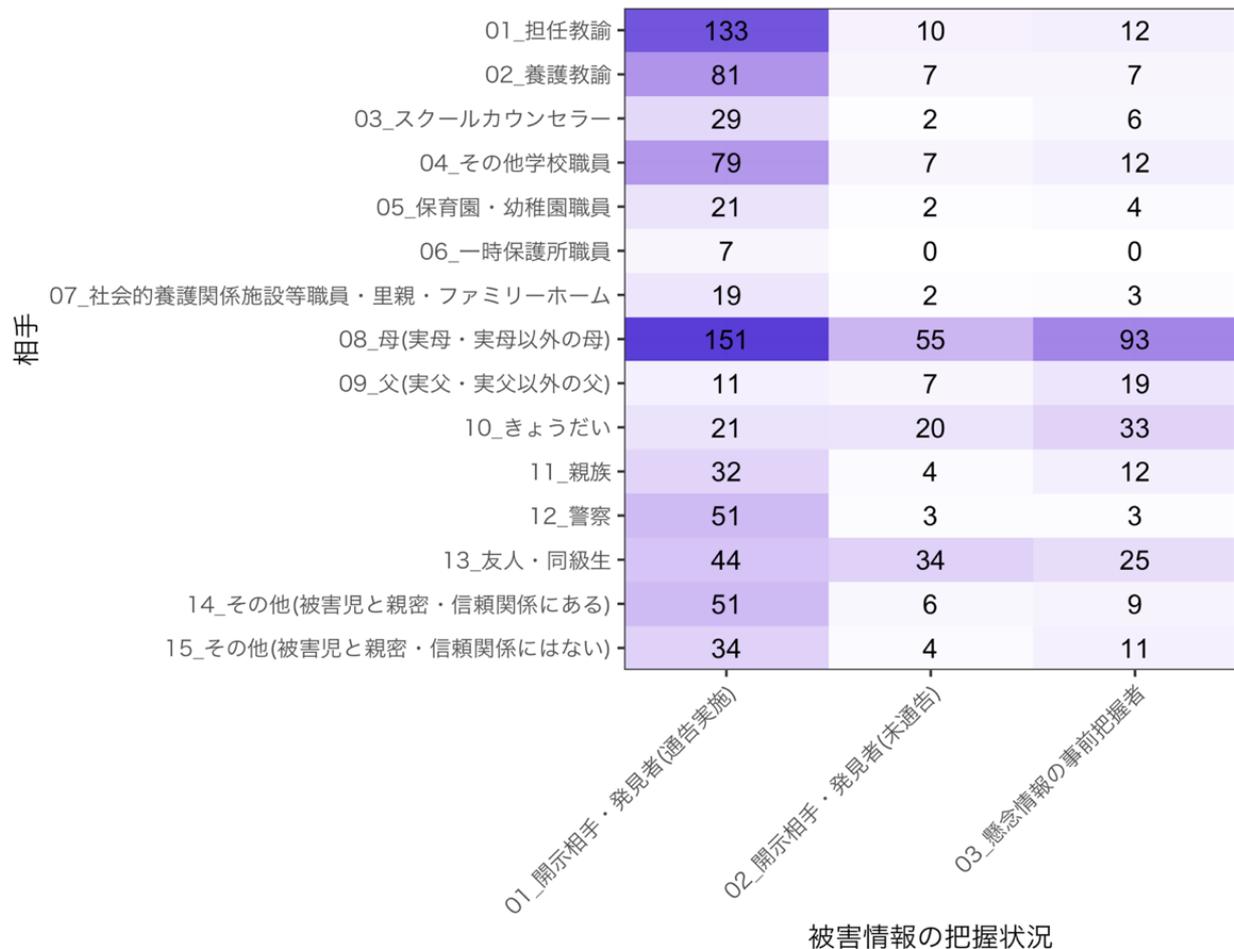


図 6.9 開示相手・発見者、懸念情報の把握者

6.3.2.10 【詳細設問】 報告事例における被害の開示内容について

設問 B10 では、子どもからの被害の開示に関連する情報についての該当報告を求めた。開示の様相に関する設問への回答結果を表 6.10.1 および図 6.10.1 に示す。なお、被害の開示に関連する各種特徴等については、第 10 章で詳細を検討している。合わせて参照されたい。

集計の結果、被害児童からの「十分な情報量の開示」が得られたとする例が多い一方で、「(支援者等の質問に)一部答えられない・答えない内容が含まれた」、「被害内容のほのめかし・すり替えがあった」、「虚偽の報告が含まれた」、「開示内容の撤回があった」、「加害者にとって都合の良い内容への変更があった」、「説得力がない・矛盾した表現があった」といった様相への該

当報告例も同時に認められた。なお、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、子どもからの開示が認められたとしても完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであることが示されたものと言えるだろう。

表 6.10.1 開示のあった事例における開示の様相

開示様相	該当件数
十分な情報量の開示	397
一部答え(られ)ない	126
ほのめかし・すり替え	25
虚偽の報告	7
内容の撤回	22
加害者に都合の良い内容変更	9
説得力がない矛盾表現	23
その他	22

設問B10: 開示の様相(複数回答, 「回答困難」を除く)

調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%); 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件; 【市区町村】542件

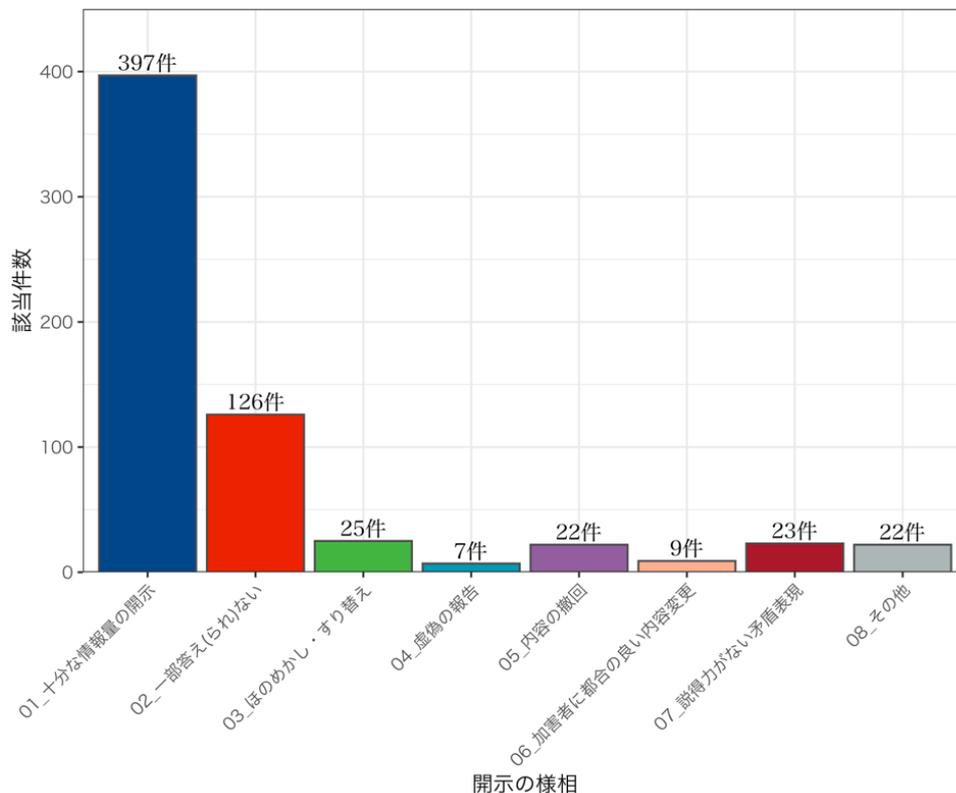


図 6.10.1 開示のあった事例における開示の様相

表および図 6.10.1 で示された「その他」に含まれる内容についての自由記述回答については、合計 18 件の記載が得られた。そのうち、「児童相談所等に直接引き継いだため詳細不明」といった補足的回答を除いた 10 件の報告内容を以下に示す。

開示の様相「その他」に含まれた自由記述回答内容
子どもに性的な被害感情がほとんどなかった。
実母に対して開示のみで当所面接では語らず。
外国籍で言語の問題があり、開示内容の詳細が不明な部分があった。
子どもに気分のむらや学校への行きにくさが見られたことから、母が本児と話をする中で本児から母に対して被害の開示があった。
子どもの能力的に詳細な部分は十分な情報が得られなかった。
警察の聴取時と当所への開示内容が違う。
第 3 者の存在により被害開示や情報が得られたが、保護者等の介入に拒否気味で話が深まらなかった
最初の開示は「ねていると ふくをぬがされる。(胸を)ぐりぐりされる。いやだいやだ」、3 日後の開示は「パパに指を入れられる」、「チンチン 口に入れられる」と他児らが傍にいない時に保育士に話した。
養護教諭のみに開示し、市や児相には一部開示した。
自傷行為とその理由、父母からの心理的虐待についてまず開示があった。

続いて、聞き取り等の経過の中で開示された情報量が、どのように変化したかに関する該当報告状況を表 6.10.2 および図 6.10.2 に示す。集計の結果、開示範囲が拡大したという経過をたどる事例もあれば、複数回の聞き取り等の中で「開示内容が縮小」していった、あるいは、「開示内容が頻繁に変化した・ちぐはぐ」だったと報告する事例も一定数で含まれる結果となった。

表 6.10.2 開示のあった事例における開示情報量の変化

内容変化	該当件数
開示範囲の拡大	335
開示内容の縮小	87
内容の頻繁変化・ちぐはぐ	37

設問B10: 開示内容(情報量)の変化(複数回答, 「回答困難」を除く)
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%); 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

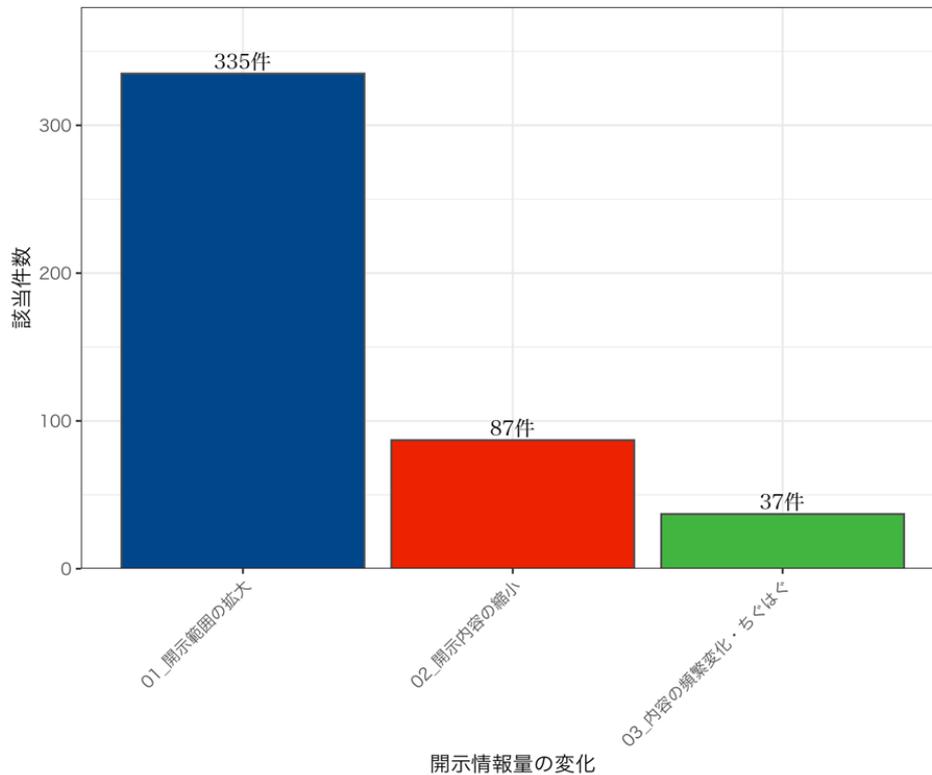


図 6.10.2 開示のあった事例における開示情報量の変化

こういった開示の様相については、「被害児童の年齢が若いこと」、「知的障害等の併存により
 精確な言語化が難しい」、「被害による恥辱感や罪悪感」など、様々な背景要因の影響を受けてい
 ることが推測される。性的虐待順応症候群(概要説明は第3章)と呼ばれる性被害特有の症候や、解
 離等の心理症状に基づく記憶の混乱や想起困難などの影響も含まれているものと考えられる。

6.3.2.11 【詳細設問】 報告事例における被害開示の背景要因(支援者視点から)

調査回答者(関係支援者)の視点から、子どもから被害の開示が得られた背景要因として想定され
 たもの(設問 B11)についての該当報告結果を表 6.11 および図 6.11 に示す。回答者による報告によ
 れば、「加害者の分離・安全確保」がなされたことによって開示につながったと考えられる例や、
 「開示相手との信頼関係が得られた」ことによって開示に至ったと想定される事例が相対的に多い
 傾向にあった。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示
 につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例
 など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々である
 ことを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。し

たがって、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

表 6.11 開示のあった事例における開示の契機・背景要因と考えられる事項

開示契機	該当件数
差し迫る危機	99
加害者分離・安全確保	224
家庭復帰の恐れ	48
被開示者への信頼	206
第三者の存在	73
積極的聴き取り	102
子どもの知識獲得	45
身近な人へ被害拡大	12
一時保護所入所時聴き取り	38
社会的養護施設等入所時聴き取り	5
子どもへの性関連教育	20
他の問題行動についての聴き取りから	44

設問B11: 開示の契機・想定される背景要因(複数回答, 「回答困難」を除く)
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%); 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件; 【市区町村】542件

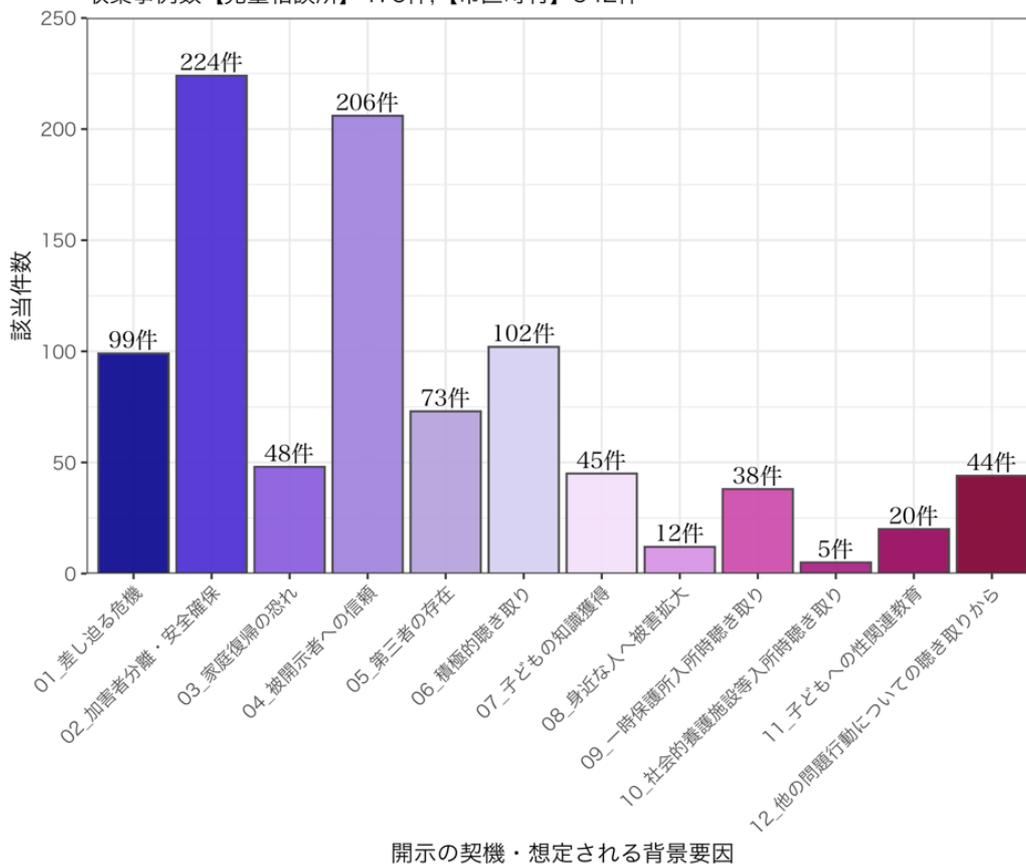


図 6.11 開示のあった事例における開示の契機・背景要因と考えられる事項

6.3.2.12 【詳細設問】 報告事例における被害を疑った契機・開示に係る特記事項(自由記述設問)

子どもの家庭内性被害について、その被害を可能な限り早期に発見し、適切な対応へと接続するためには、子どもからの開示を得ること、そのための工夫や取組が重要な役割を担うと考えられる(第3章 3.3.4節や3.3.5節を参照)。

設問 B12 では、被害を疑った契機・開示にかかる特記事項として、「被害を疑った着眼点」や「開示につながった工夫や取組」「開示に至った背景要因と考えられるもの」について、自由記述式で報告を求めた。総計 129 件の回答結果が得られた。結果を表 6.12 に示す。なお、記述内容について、事例の特定可能性がある情報(児童の具体年齢や、家族関係者の職業・職種等の情報など)については、部分的な抽象化あるいは削除を行なっており、また、明確に重複した内容の片方の報告例を削除しているが、原則として原文のままの記載を維持している(明らかな誤字・脱字は修正を加えている)。

表 6.12-1 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
母が以前、父から「自分はロリコンだ」という言葉を聞いていた。また、父の不審な行動から、父の携帯電話、パソコン、SNSなどをチェックしたことで、父の携帯電話に児の下半身裸の写真が数枚あるのを発見した。
母はこのことから離婚を考え、離婚後の生活相談をする。離婚の動機を聞いた職員が児童相談担当に報告し、その日に児童相談担当から警察と児童相談所へ通告した。
本児へのネグレクトとして、関わっていた母からの電話相談の中で、母から「一緒にお風呂に入る」「母の陰部を本児が触る」「パートナーと行くホテルに本児を連れて行った」などの内容が語られた
本児の様子が普段とは異なるため、財布等を調べた。
担任と本児が教室で2人の時に、「夜ねむれている？」というききとりから、「ねれない」と本児が言い、詳細をききとった。
母が心配をしており、最初の相談者から関係者へ事情を伝えて相談に繋げることに同意されたため。
母親が父親(夫)からの性的DVについて話をする中で、息子と接することが恥ずかしいとの発言から。
本児が祖父と父と本児で入浴するのが嫌だと母親に話した
定期的な面談の機会を設けた
父と一緒に布団で寝ることもあるという情報から
不登校の兄(加害者)が妹(本児)を学校に行かないよう引き止める。
本児から泣きながらの電話で祖母に訴え。(宿題をしていないと内股や尻にマジックで書かれる。)
児童福祉関係機関との情報共有や協議を実施する中で行為が行われている危険性が高いとの結論を出した。
保護者が子どもの所属機関に話した。一時保護ののち、児童相談所から聞き取ったため、工夫や取り組みは不明
子どもが「ズボンを下すのを見た」と言った。子どもが犬がこしをふる様子を見るのをとても嫌がる。
シャワーを一緒に使用する。その時の出来事としての発言があった
小学校の教育相談の時間に、本児から性に関する相談があった
定期的な面談の機会を設けた
加害児(兄)の性問題の発覚

表 6.12-2 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)

性教育の授業で児童が不安定になったことから担任が面接。その後も担任が面接を繰り返す中で児童が性被害を開示した。

性行為があったと考察される内容が含まれた動画を母が録画していた

過去の性被害について開示があったもの。被害を受けた当時の天気や流れている音楽などで思い出した、とのこと。

きょうだいからの積極的な開示があった

父と一緒に入浴している、本児の交際相手に攻撃的と言ったエピソードから(スクールカウンセラー情報)

以前から精神的に不安定な様子が見られており、養護教諭が丁寧に関係づくりを行っていた。

子どもが他児に対して、性行為を持ち掛ける手紙が見つかり、その指導の中で、年齢以上の性知識の理由を問われ、開示に至った。

頭部を両手で掴んで口腔内に陰茎を入れ口腔性交をしているところを母が発見。母の指示で、被害児童より110番通報により聴取し、過去の事実を開示。

担任との交換日記に本児が内縁の夫の存在を記入。担任と養護教諭が連携し、本児の経過を聞いた。

被害児童が実母に「パパが嫌い」と訴え、それ以上何も語らなかった。実母がかつて、実父が被害児童に陰部を触らせていたのを見たことがあったため、すぐに性的被害を受けたと感じた実母が警察に相談したもの。実母が常に、実父の性的行動の懸念を持っていたことが相談につながったと思われる。

代表者聴取の実施

担任が本人の変化(塞ぎ込んだ様子、食欲低下)に気がつき、個別に話を聞いた。

本児が「兄からチンチン食べてと言われた」と語った。

定期的な面談をし、子どもとの信頼関係を構築した。

(1)父と一緒に入浴しているとの情報から、(2)日常的に児童との交流があり関係構築されていた、(3)児童の性的な疑問から被害に耐えられなくなった時に、母と二人でお風呂に入る機会があり、開示に至った。

お兄ちゃんから体を触られているという開示があった

長期間にわたる加害、直近で彼氏との間に妊娠・墮胎を経験し、情緒不安を本人の友人が気づき、通告することを助言したことで相談、開示に至ったものと思われる。

学校が全生徒に行った生活に対するアンケートで、「家で嫌なことがある」と回答した。

子どもの頻回なりストカットや過食があった

内縁の夫から体を触られることが頻繁にあったため、開示に至ったとおもわれる

被害が軽微で、本児が嫌だと思っていることをオープンにできる性格だったこと。

専門的な面接(NICHD)を行った。

母が目撃し、市福祉課に相談。

おりもので受診したら、淋菌に感染していることが判明。

同級生に本児が開示した内容を学校職員が聞き取ってくれたため。

一時保護委託先職員の丁寧な対応、個別的に話す機会。

安全確保後、受験等安定する時期を待つ。その間に信頼関係を構築した。被害確認面接等、専門家による聞き取り

三機関共同面接を実施

困った時に相談できるのは担任の先生と話しており、事案が発生し家に帰るのが怖いと感じ、相談できたと思われる。

療育手帳の再判定の検査を行う中で心理司をためすように「あんごっこで知ってる？」と被害児からの開示があった。

「キスをしたら許してやる」「胸をもませろ」と子どもが語ったことから。

自傷行為の増加

学校アンケート

学校が実施した生活アンケートに性被害の記載があった

実母との面談の中で発覚

表 6.12-3 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)

高校の年次主任が本児の様子を日頃からよく観察しており、事案当日の本児の様子がいつもと違うことから根気強く本児の話
を聞き、開示につながった

学校で「性に関する講演会」があったことがきっかけで本児が学校に開示

二学期ごろより本児が教室に入れないことが多くなり、保健室で過ごしていたが、この中で本児と養護教諭がしっかり関係構
築を行っていたため、性的虐待を受けた翌日に本児が開示しようという気持ちに至った。

本児の失恋相談をするために保健室に来室。話の流れから過去の性被害について開示した。

本児はなかなか教室に入れず、相談室や保健室で過ごすことが多かった。その中で、養護教諭との信頼関係が構築されてい
たとともに、学校でDVの授業があり、本児の中で父の行為が不適切なのではないかという意識が芽生えた

母からは性被害に限らず、当初への電話相談が頻回にあり、開示しやすい状況にあった。

保護者が子どもを受診させた際、医師が「不自然な傷」「通常の日常生活では起こりえない傷」とし見逃さず、小児科医が婦
人科医とも連携し、傷の評価を適切に行ったこと。

母が問題意識を有していたため

中学校卒業間際となり、信頼している教諭に相談

身体を触られたり叩かれたりすること、家に帰りたくない先生に話したら先生が見相に本人を連れて来所した。

不登校状態で連絡が取りづらい状況であったが、学校職員が本児とSNSでつながるようになり、SNS上で開示した。

・日ごろからの信頼関係

・1対1で話す機会(特に問題のない時でも)

本児の生活態度が乱れ、帰宅しなくなる。

本児の自室がゴミ部屋状態(養父が立ち入れないようにするため)。

祖父が児童の股間を触るのを父親が見た

本児自身が精神的に耐えられなくなった

被害児のきょうだいが、きょうだい自身の担任に打ち明けたことによって発覚した。きょうだいの信頼を得る担任の日常的な
接し方が良好であったためと思われる。

日頃から学校の養護教諭が子どもたちの様子を気にかけて、子どもたちが話しやすい環境があった

警察で家出の事情聴取を受け、帰宅を拒否する気持ちから開示に至ったと思われる

日常化していた被害の中で、自身の裸の写真を見つけたことで、耐えられなくなり、開示に至ったと思われる

幼児が何気なく「男の人はここ(性器)から白いのである」と発言したことに施設職員が大きな違和感を抱いたため児相に相談し
た

児童本人からの積極的な開示があり、丁寧に関係を構築していく中で、配慮しながら、詳細な情報を得られるよう支援した

加害者が登校した被害者を無理に家に連れ戻すことがしばしばあったと言う学校からの連絡があった。

被害女児の友人が被害女児宅に泊りに来た際に、加害者である父が友人の体を触ったことがわかった。その際に親族が被害女
児にも被害の有無を確認したところ、開示があった。

SNSで海外に住む姉に相談、支援者に助けを求めるよう助言を受けた。

本児が毎日ナプキンをつけていることに不審だと感じ、聞き取りを実施した

母の観察力

母が、「本児が被写体とする写真」や「夜中に本児の近くでゴソゴソしている父」を目撃し、支援者である人物に開示した
際、当該支援者が通告したということ

性器に傷がある

被害児童の友人にその旨の内容をほのめかし、友人から被害児童にスクールカウンセラーへの相談を進めた。

母から、聞き取りの面接前に、被害児へ面接にしっかり臨むようにとの働きかけがあった

表 6.12-4 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)

子どもの能力的に、これがどれだけ重大なことなのか、あまりピンと来ていなかったことが、スムーズな開示の要因と思われる

被害児の寝ている間の被害であり、本人には自覚がない。家族外にも被害者がおり、別の被害者の訴えから被害の全容が発覚した。

一時保護所入所時の本児の言動が年齢不相応だったため

措置中のファミリーホームへの帰宅を拒否する本児に電話をし、今夜安全に過ごして欲しいと説得する中で、本児からの開示があった。

開示に至った背景要因としては、本児と同様の被害を受けていた姉が開示に前向きで、本児にも開示する必要性を説いていたことがある。

幻覚・幻聴を含む身体症状が悪化していた。

ぬいぐるみを用いて、兄からの身体接触を疑うような言動がみられた。

おまたが痛いと学校で発言。

- ・内縁男性の家庭内の侵入に耐え切れなくなったこと
- ・実母に被害を訴えても対応してくれなかったこと
- ・本児自身に開示したい気持ちがあった。
- ・加害者への処罰感情もあったため開示につながった。

まもなく母と内縁男性が再婚する、という話を聞き、内縁男性と親子関係になるという不安から、今開示しないと一生後悔する、という思いと、内縁男性、及びその連れ子との生活に耐えられないという思いから開示に至ったと考えられる。

児童福祉司、児童心理司が連携し、話しやすい環境づくり、話した後のフォロー体制を整えていた。

「お兄ちゃんにちんちんめめてって言われてなめた」と本児が母に話した。

被害の聞き取りの前に、本児の名前の話(名前がかわいい)等雑談をしたこと

母から父の特殊な性嗜好が語られた。

被害確認面接を行った。

警察からの通告

学校内で無気力な状態が続いていた

開示当初、いいあぐねていたが、施設職員と関係構築がなされていたため、開示に至った

友人に相談し、友達から母に伝えるように言われたから

本児が同級生に「死にたい」と訴え、担任教諭が聴き取る中で発覚。

- ・子どもが施設の職員に手紙で「外泊は嫌だ。父に体を触られるから」等と記載し訴えた。

家での際に置き手紙で養父の連れ子(同い年)と無理矢理性行為を子なつたと記載

性的知識を得たことにより自身が受けている行為が虐待だと気づき、信頼できる知人に相談。その知人に勧められて児相への相談となった。

就学前の面談で実母と保健師が話をしていたところ、「(曾祖父の)ちんちんを食べながら風呂に入った」と発言したことから。

無理に言葉で聴き取ろうとせず、紙に書くなどの子どもが伝えやすい方法を提示した。

本児が不登校となり、養護教諭が理由を尋ねたところ、同級生の男子を怖いと感じたと話したため、さらにその理由を尋ねたところ、実兄の性加害について言及した。

DVを受けている母に関係機関が「母の味方、応援する」と伝え、その事を母が子に話したことで「関係機関が母や子の味方になってくれる。信じてくれる」と子が思ったようだ。

表 6.12-5 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)

スクールバス内にて、家族以外の女兒に対しての性加害が判明

余罪を疑い、同居家族の妹への加害を疑い、妹への聞き取りを行ったことで発覚

家族を全面的に支援する体制で信頼関係を構築した。

- ・本児に対するネグレクト、弟妹に対する父からの身体的虐待、母へのDVなどにより学校に相談中であった。
- ・家族全員が、それぞれに被害にあっていた。
- ・本児が妹に、妹が母に、母が叔母に相談。そして母と叔母が兄相に相談。それぞれ相談できる相手がいた。

開示の6か月前に面前DV、母に連れられ母方実家へ避難したが、父が追いかけてきて本児だけ連れ戻されその際警察臨場など生活が不安定、生活環境が大きく変化した。保育所が児の生活環境の変化や父の易怒性や暴力性、児の情緒不安定など注意して観察し本児に寄り添い関わっていたことが開示の要因になったと思われる。保育士には精液の匂いを児なりの言葉で語ったことを保育士が受け止めており、最初の開示から保育園で一貫性を持ち安定して児の開示を聞き取ることができている。その態度が児が数日にわたり開示することにつながった、保育士への信頼感が児にあったと思われる。

児が母に陰部の痛みを訴え、母が小児科に連れていき、「パパに指入れられ痛い」。

小児科医師から市に虐待通告。母子間に基本的信頼関係が成立していたことが開示につながった。また、母が小児科受診行動がとれたことも大きい要因。

子どもが両親の性行為について赤裸々に細かく語った。唇にヘルペスが出てきた。

子どもが「パパがおちんちんなめさせる。ママがいると怒られるから、ママがいない時。」と語った。

母親が児童相談所へ相談した

- ・家庭訪問時、室内から「パンツを履け」という父の声が聞こえた。
- ・本児が、父が性器を出して追いかけてくると語った。

養父と一緒に入浴中に陰部や胸を触られた。

保育士が児童との会話の中で気づいた

同級生が本児に陰部を舐められたと同級生の母親に伝え、同級生の母親が園に報告、園で聞き取る中で、本児が「おじに(陰部を)なめられた」と話した

子どもが特別支援学級に所属する生徒であったことから、担任との信頼関係が普通級の生徒よりも強かったことがあげられる保健室に訪れた際、児童と友人の会話から、養護教諭が察知し、早期発見につながった。

面接の中で、「一緒にお風呂に入ろうと言われることが嫌だ」と発言あり

担任の先生ではなかったが、児が気に入っている先生として、交換日記を行っていて、そこに書かれたことが発端となった。

母がメンタル科の医師に話した。

実母からの心理的虐待に関する聞き取りの中で開示に至ったと思われる。

実母が、こどもの日記を読み把握した

父が本児の自室ベッドで寝ること、本児が寝ているときにベッドに入るといふことがあると母より開示

母方祖父から就寝中のベッドの中で胸を触られた

児が母に話した状況に加え、その前後で児が股間を気にかける様子があったと母から報告があった。

「養父と一緒に入浴している」と母が保健師に話して家族が仲良しだとアピールした。養父は母と結婚前から本児のファンだったとの情報から疑いを持った。

6.3.2.13 【詳細設問】 報告事例における主たる被害児童の関連所見

設問 B13 では、主たる被害児童に見られる臨床所見に関して、該当箇所の報告を求めた。年齢別での各種臨床所見の該当特徴等については、第 13 章に結果を整理している。

全体所見として、被害把握時点で「無症状である、特段の課題所見が認められない」との欄に該当報告のあった件数を図 6.13.1 に示す。なお、当該所見区分への回答が困難(情報が把握されていない・判断できない等)と報告された件数も合わせて記載する。「無症状」と関連する要因等に関する詳細な検討は、第 14 章にその結果を整理している。

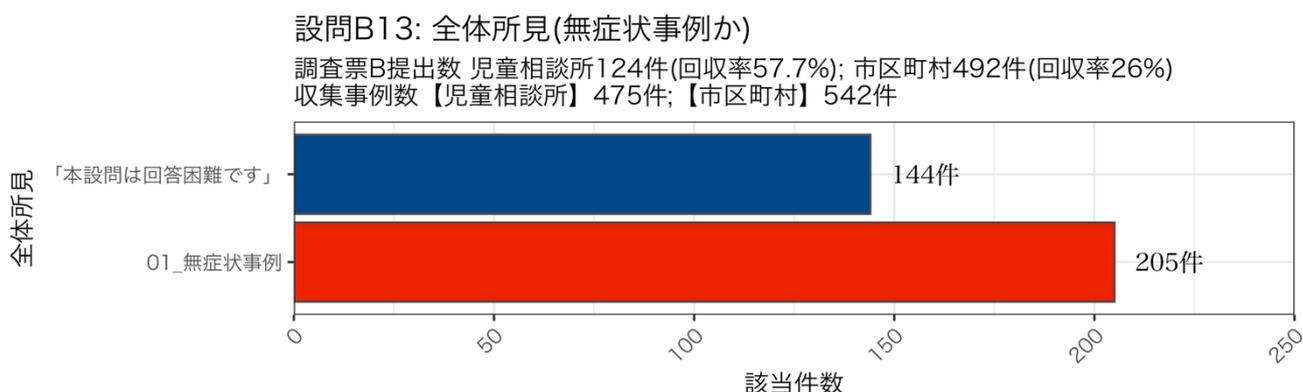


図 6.13.1 報告事例の全体所見「無症状」(受理時点では明確な所見が認められない)

妊娠・中絶・出産、性感染症などの医学関連所見についての該当報告状況を図 6.13.2 に示す。本事業調査では、59 件の該当報告が認められた。

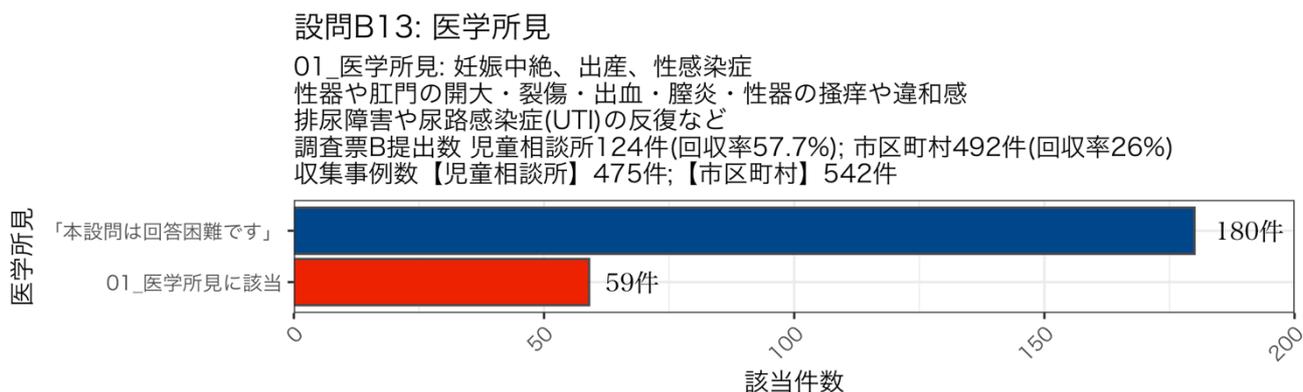


図 6.13.2 報告事例における医学所見への該当

続いて、子どもの外傷等、身体関連所見についての該当件数情報を表 6.13.3 に示す。「頭痛・腹痛等の訴えがある: 心身症・不定愁訴」(心理所見に相当すると考えられるが、本事業では身体に関連する所見として当該区分内で整理している)への該当件数が相対的に多いものの、「見えない

箇所傷」や「風邪ではないのに咽頭痛や喉の違和感の訴え、嚥下困難がある」といった所見にも該当報告が認められた。

表 6.13.3 報告事例における身体関連所見の該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	169
01	見えない箇所傷がある(太もも内側、腹部、首元など)	8
02	身体接触時の緊張・服を脱ぐことを嫌がる	7
03	風邪ではないのに咽頭痛や喉の違和感の訴え、嚥下困難	7
04	心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等)	100
05	児童が給食以外の食事を食べていない	0
06	極端な体重の増減がある、栄養障害・体重増加不良・低身長がある	9

「関係者への訴え」に区分された所見では、「帰宅不安・恐怖の訴え」や「保護・救済を求めている」「被害事実を秘密にしようとする・大人への秘密の要請」のいずれにも該当報告が認められた。結果を表 6.13.4 に示す。

表 6.13.4 報告事例における関係者への訴え 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	142
01	帰宅不安・恐怖の訴え	135
02	保護・救済を求めている	103
03	被害事実を秘密にしようとする・大人に秘密を要請する	51

学校や保育園・幼稚園、あるいは社会的養護関係施設等での集団生活場面で見られる所見について、その該当状況を表 6.13.5 に示す。

不登校や登校拒否・引きこもりに該当報告のある事例が報告された範囲内で相対的に多く、その他にも「学業不振や成績の低下」等の学業上の課題や「集団からの孤立」への該当報告など、様々な所見に該当報告が認められている。

表 6.13.5 報告事例における学校・保育園/幼稚園・社会的養護関係施設等での様子

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	139
01	学校や幼稚園・保育園の無連絡など不自然な欠席、養育者から園や学校への不自然な連絡がある	37
02	教員/保育士、施設職員等の独占	31
03	集団からの孤立	76
04	学業不振や成績の急激な低下・授業に集中できないなど	94
05	攻撃性や衝動性の高さ起因する友人間トラブル	57
06	不登校・登校拒否・引きこもり	147
07	過剰適応(周囲の環境や人間の都合に度を超えて無理に合わせようとする)	47
08	委員長や班のリーダーなどに就く、または、「優等生」などと形容される	22

心理・トラウマ関連症状については、「睡眠の問題」や「自尊感情の低下」など、多くの精神的不調に随伴するとされる所見への該当件数が報告事例内で相対的に多く、「自分が悪いと思いつている・罪悪感」や「自分では状況が変えられないと思っている・無力感」、「PTSD 中核症状」や「解離・解離様状態」、「気分変動・抑うつ状態」などへの該当報告も認められた(表 6.13.6)。

表 6.13.6 報告事例における心理・トラウマ関連症状の該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	160
01	自分が悪いと思いつている/罪悪感	76
02	自分では状況が変えられないと思いつている	83
03	「自分は汚れている」などのスティグマ感情・社会的烙印感情	21
04	性に対する嫌悪感、恥辱感	33
05	自尊感情の低下	96
06	睡眠の問題(眠れない、日中ぼーっとしているなど)	123
07	悪夢の報告	67
08	PTSD中核症状(フラッシュバック、感情麻痺・回避、過覚醒)	81
09	解離・解離様状態(家族の話題になるとぼーっとする、深刻な被害事実を無感情に淡々と語る、被害に関する記憶がない、等)	71
10	パニック・興奮	22
11	気分変動・うつ状態	62
12	その他精神科問題	29

子どもの行動上の問題・課題所見については、「自傷行為や自殺企図」の該当報告件数が最も多く、「嘘・虚言、ファンタジー」、「非行(家出・無断外泊・夜間徘徊等)」、「非行(性的逸脱等)」、「性化行動」などの所見への該当報告が認められた。結果を表 6.13.7 に示す。

表 6.13.7 報告事例における行動上の問題 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	148
01	児童に自傷行為や自殺企図がある	96
02	嘘・虚言、ファンタジー	54
03	非行(家出・無断外出・無断外泊、夜間徘徊)	43
04	非行(ぐ犯行為)	11
05	非行(暴言暴力・いじめ加害)	8
06	非行(万引き・窃盗)	11
07	非行(アルコールや喫煙)	10
08	非行(薬物乱用)	2
09	非行(児童買春・援助交際、その他の性的逸脱)	34
10	他者への「直接的な加害性のある」性化行動(♫)がある	17
11	他者への「直接的な加害性のない」性化行動(♫)がある	23
12	食行動異常(異食、隠れて食べるなど)	3
13	過食や拒食などの摂食問題・摂食障害	16
14	明らかに年齢不相応な額の金銭を持っている/使用した様子がある	4

被害児童の対人関係・愛着に関連する所見については、「愛着課題がある」、「対人距離に関する問題がある」、「情緒的問題がある」、「異性への過剰な接近または恐怖」などの該当件数が報告事例において相対的に多かった。その他にも、養育者に対する過剰な支持や従順な態度、周囲の大人の期待や要請に過度に順応する態度、あるいは大人への怯えや恐怖といった所見への該当報告が認められている(表 6.13.8)。

表 6.13.8 報告事例における対人関係・愛着関連所見 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	142
01	子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある	95
02	子どもに情緒的問題がある	137
03	子どもに対人距離に関する問題がある	141
04	子どもが愛着課題を抱えている	120
05	養育者を過剰に支持する様子がある	39
06	養育者に対する挑発/エスカレートする行為がある	33
07	養育者に対する自己卑下(児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識など)	33
08	子どもに養育者への従順な態度がある	53
09	子どもに大人への怯えや萎縮がある	35
10	周囲の大人の期待・要請に過度に順応する	46
11	他人との親密な関係を持つことの困難または回避	49

6.3.2.14 【詳細設問】 報告事例における加害—被害等の家族関係

設問 B14 では、家庭内に居住や出入りのある人物について、加害—被害等の関係情報の報告を求めた。具体的には、(1)養育者に該当する者、(2)加害者に同調・共犯関係にある者、(3)加害者に支配・操作・脅迫され無力化されている者、(4)加害者から強制的に加害させられている者、(5)主たる被害児童以外の性被害者、(6)性被害以外の身体的・心理的暴力の被害者、(7)被害を一部でも知っており、それを無視・黙認していた者、(8)秘密の強要・口止めを受けている者、これら 8 つの区分について、24 種の続柄別に該当報告を求めた。設問 B06 の居住・出入り者情報および加害者情報とともに、図 6.14 に集計結果を示す。なお、設問 B06 は「基本設問」として原則回答することを依頼した一方で、本設問 B14 は「詳細設問」として回答可能な場合に回答を依頼しているため、含まれる事例数に差異がある。また、「該当が把握された箇所」についてのみ該当を求めていることにも留意されたい。

集計の結果、「加害者への同調・共犯」については、複数の続柄で報告が認められた。被害児童に対して、複数名・複数の立場からの加害行為あるいはその幫助等が発生しているものと読み取られる。また、被害児童だけでなく、母親やきょうだい等にも支配や脅迫がおよび無力化されている例や、加害者から強制的に加害させられていることを報告する事例も確認された。性被害が母親やきょうだい、親族等にも同時に及んでいる例や、性被害以外の心身暴力被害が家庭全体に随伴する例、主たる被害児童以外にも秘密の強要等があること、被害の無視・黙認が複数の続柄で該当していることなども読み取られる。

設問B06(再掲)と設問B14: 居住者・出入り者・加害被害関係等

設問B14における「回答困難」報告事例は除外している
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件; 【市区町村】542件

続柄	B06				B14							
	01_居住	02_頻繁な出入り	03_出入り低頻度/無	04_加害	01_主たる養育者(男女で各一名まで)	02_加害者(児)に同調または共犯している者	03_加害者に支配・操作(*)・脅迫され無力化されている者	04_加害者から強制的に加害させられている者	05_主たる被害児童以外の性被害者(児)	06_性被害以外の心理的・身体的暴力被害者(児)	07_被害を一部でも知っており、それを無視・黙認していた者(児)	08_秘密の強要・口止めを受けている者
01_実父	363	15	66	250	325	12	5	0	0	3	18	2
02_実母	644	4	24	55	585	63	72	6	13	29	118	10
03_実父以外の父	176	7	26	161	129	10	0	0	1	2	1	1
04_実母以外の母	4	1	30	1	2	0	0	0	0	0	1	0
05_内縁男性(過去を含む)	57	45	36	89	39	12	0	0	0	0	4	1
06_内縁女性(過去を含む)	1	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07_兄	171	4	33	81	6	13	7	2	3	34	16	4
08_兄(異父母)	29	1	28	17	3	4	0	0	0	5	4	0
09_姉	93	3	29	1	3	0	3	3	38	30	13	9
10_姉(異父母)	17	5	30	1	2	0	2	2	10	4	2	0
11_【本事例の主被害児】					0	1	41	42	0	80	0	68
12_弟	177	0	27	5	2	2	2	0	6	51	21	4
13_弟(異父母)	83	0	28	0	1	0	3	0	2	18	3	4
14_妹	164	1	28	0	2	1	5	1	39	38	11	9
15_妹(異父母)	66	0	26	0	2	0	4	0	10	12	1	2
16_おじ	27	10	34	16	2	1	0	0	0	0	1	2
17_おば	14	6	42	1	2	0	0	0	3	0	2	0
18_祖父	71	24	47	29	10	3	0	0	0	1	2	0
19_祖母	95	36	58	4	25	10	1	0	1	1	17	1
20_その他親族男性	6	5	32	10	0	3	0	0	0	0	0	0
21_その他親族女性	9	3	33	0	0	0	2	0	3	0	2	0
22_被害児の恋人・内縁者	1	2	31	3	0	0	0	0	0	0	3	1
23_きょうだいの恋人・内縁者	1	3	33	4	1	0	0	0	0	0	1	0
24_上記以外に特記すべき者	8	16	30	21	3	4	0	0	3	2	1	0
25_オンライン関与者	0	2	36	10	0	2	0	0	0	0	1	1

図 6.14 報告事例における続柄別居住者と加害被害等関係 該当件数

6.3.2.15 【詳細設問】 加害一被害等の家族関係に関する特記事項(自由記述情報)

設問 B14 の加害被害等の関係情報への該当報告に際して、当該回答方法では捉えきれない側面があるものと想定された。加害被害等の関係情報の補足として、特記事項がある場合には、それを設問 B15 にて自由記述式で回答する形式で報告を得た(全 109 件)。記載内容には、「その他」の具体内容を補足するものや、被害発生家庭の環境に関する補足情報、被害発生状況に関する補足情報などが含まれた。当該記入情報の中から、(1)続柄等に関する補足記述、(2)他の調査項目では捉えられていない被害発生状況に関する情報を中心に抜粋し、表 6.15 に結果を示す。なお、事例の特定可能性に対する配慮として、具体的な年齢や職業(職種)、国籍に関する具体的な記述は執筆者による修正を行っている。

表 6.15 加害一被害等の家族関係に関する特記事項

加害一被害等の家族関係に関する特記事項
被害児にとって加害者は養父。被害児が年長児の頃から同居。同居開始当時養父は 10 才代。
家族は、小学校高学年の姉や本児を幼児のように扱い、子らは母とともに入浴しており、そこに父が毎回乱入してくる流れを違和感なく容認していた。
実父は単身赴任が多く、年に 1～2 回しか帰宅しない。その間、母は現在の相手(加害者)と交際していた。
実母と実姉、本児の三人家族だったが、実母からの身体的虐待、ネグレクトにより、異父兄(加害者)宅で 1 年前から生活を開始していた。
加害者にあたる「上記以外の特記者」は、祖母の再婚相手である
加害者にあたる「上記以外の特記事項者」は実父の友人である。
父子家庭であり、実父は食事等を作ってくれる良い人。パートナーがいれば、被害に遭わないので、パートナーと別れないでほしいと訴える。
加害者にあたる者は同居の母方祖母である。
加害者にあたる実兄が実母、本児に暴力を振るうことがあり、本児は母方祖母宅に避難していた。本児は加害者(実兄)が自宅にいない時のみ、自宅に帰っていたが、被害発生時は本児が自宅にいるときに加害者実兄が帰宅した。
行方不明となった実母の内縁男性が本児の未成年後見人となり、内縁男性と当該男性の父母、異父弟と同居していた
被害児童および加害きょうだいは児童養護施設に措置中。帰省中・外泊中に性被害があったもの。
母は兄妹を養育しており、DV で父とは別居しているが、完全に分離できていない。
祖父とは仕事の関係で 1 ヶ月半ほど同居した間に、祖父から性的いたずらの被害を受けた
加害者にあたる『上記以外の特記者』は実母の不倫相手である。
加害者にあたる「上記以外の特記者」は「母の知人」(内縁ではない)である

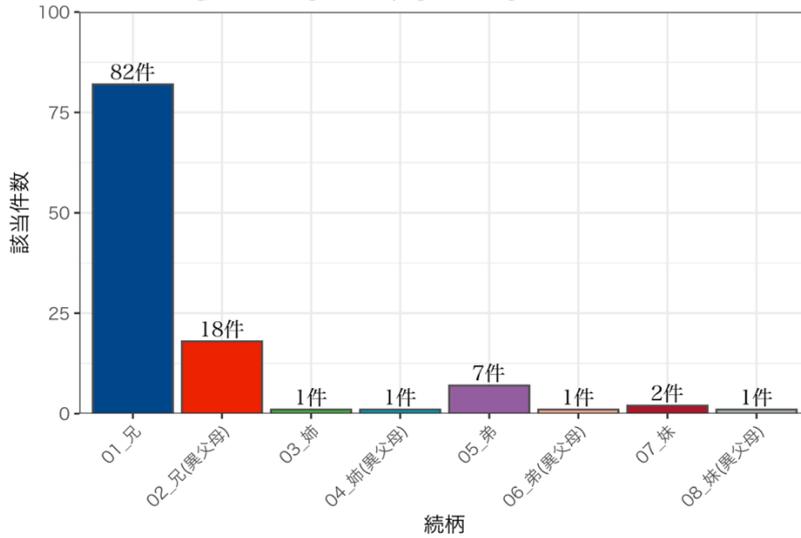
本児は父、長兄、次兄、それぞれと性交渉を行っているが、加害者はお互いの加害を知らなかった。
「上記以外の特記者」は内縁男性の連れ子である。
被害発生の約1ヶ月前前に、異父弟が入院（長期）しており、付き添いのため実母が不在になり、加害者の養父、本児、兄の3人暮らしだった。
(きょうだい間の事例) 本家庭では、加害児童被害児童双方に実父からの身体的虐待があり、言いたいことも言えない親子関係だった
オンライン関与者とは、『母が自らの性的写真をSNSでアップしている様を見ていた』被害による、相手方のこと。
本児は障害児入所施設に契約入所しており、帰省時に性被害を受けた。
上記以外の特記者は、母の知人と知人家族
児童は実母と実母の父の間に生まれており、加害者本来の続柄は実父だが、複雑さを回避するため「祖父」としている。
母親の友人とその子どもがよく訪問しており、また、近所に住む被害児童の友人も一緒にいる時に被害にあっている。
母親が夜勤で不在の時に発生。母親に言わないように口止めされる。
上記以外の特記者は、児童の友人である。友人の影響で援助交際していた。
実母が治療のため入院した際に、本児の面倒を加害男性に見てもらおうよう実母が依頼していた。

6.3.2.16 【詳細設問】 報告事例において加害での関与があったきょうだいの情報

続いて、加害者(兄)が被害児童の「きょうだい」であった場合に回答を求めた設問 B16 の報告内容を整理する。続柄別では、「兄」、「兄(被害児童から見て異父母)」の該当報告数が相対的に多く、「弟」や「姉」による加害事例も含まれる結果となった(図 6.16.1)。このとき、設問 B06 にて収集された加害者情報では、「妹(異父母含む)」からの加害報告は含まれていない。その一方で、本設問 B16 で収集された情報では、「妹(異父母含む)」の該当方向が認められている。当該状況は、いずれかの回答に誤りがあった可能性が想定されるため(例えば、加害きょうだいの続柄を被害児童の続柄で回答したなど)、結果の解釈や事実としての認識を保留する必要がある。きょうだい間の性的問題、性被害事例についての詳細は第 12 章に整理する。あわせて参照されたい。

設問B16: 主たる加害きょうだい種別

きょうだいによる加害事例のみ回答を依頼
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件



きょうだい種別	該当件数
兄	82
兄(異父母)	18
姉	1
姉(異父母)	1
弟	7
弟(異父母)	1
妹	2
妹(異父母)	1

図 6.16.1 加害への該当報告があったきょうだい 区分別該当件数

加害報告のあったきょうだいの年齢分布を続柄別で図 6.16.2 に示す。「きょうだい」であっても、その年齢が18歳以上まで含まれていることに留意されたい。本事業では、6歳から最大33歳までのきょうだいによる事例が報告された。

加害きょうだいの発覚時年齢

主たる被害児童の受理時点年齢に欠損の無い704件のデータを使用
 きょうだいによる加害に該当のあった事例数 = 98件より

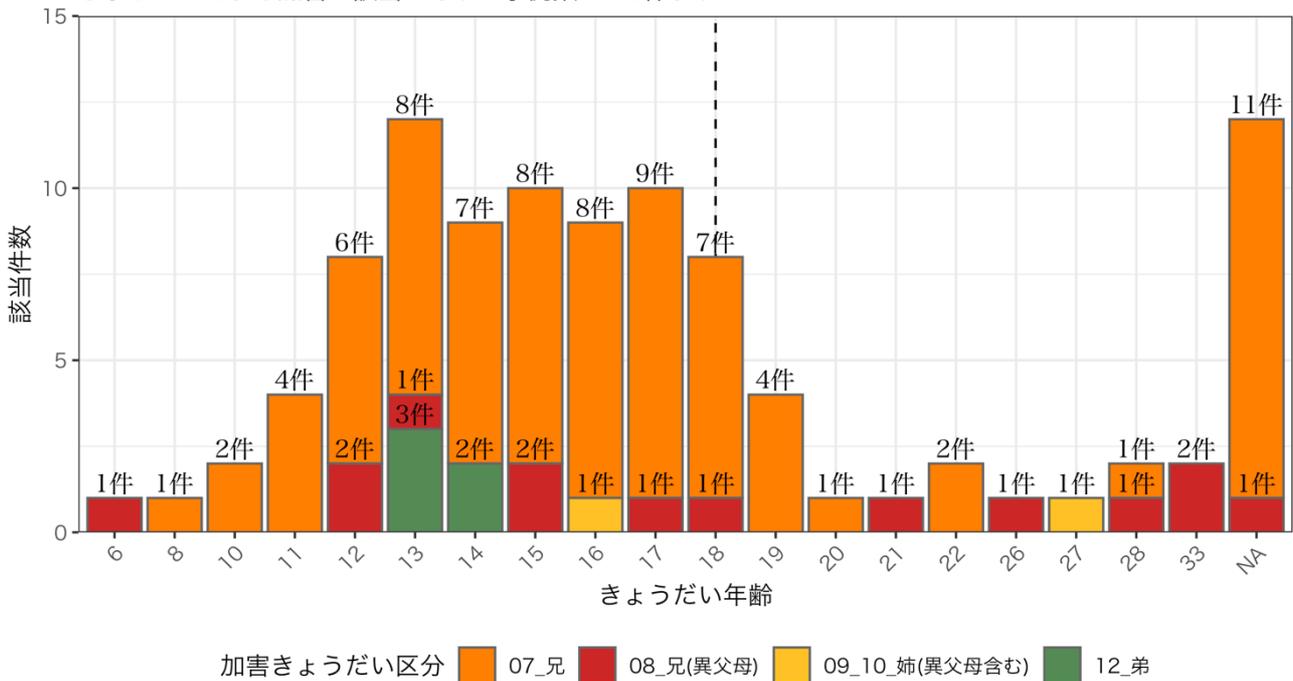


図 6.16.2 加害報告のあったきょうだいの発覚時点(受理時点)の年齢

続いて、主たる加害きょうだいに随伴する問題と障害について、集計結果を図 6.16.3 に示す。被害児童だけでなく、加害への該当報告のあったきょうだいに対しても、ネグレクトや身体的虐待、心理的虐待の虐待や、性格行動相談に該当しうる課題、不登校や非行、障害等への該当が認められた。

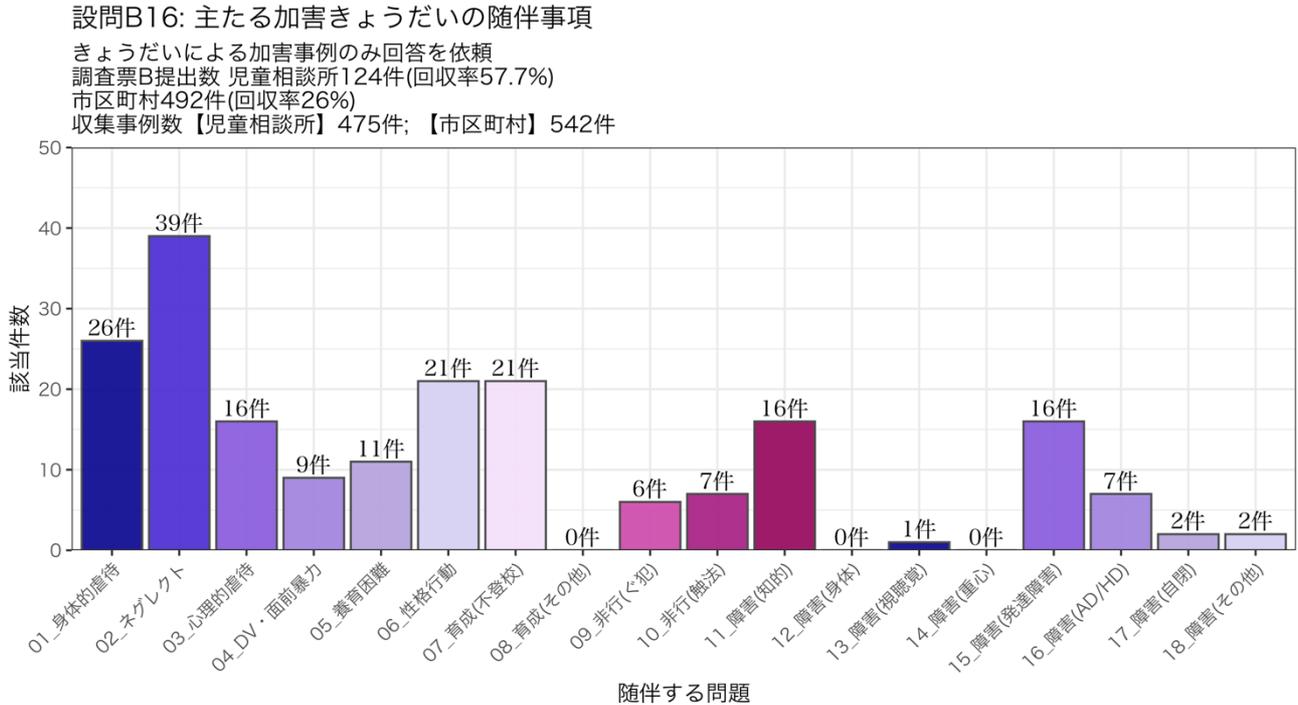


図 6.16.3 加害に該当のあったきょうだいの随伴問題と障害

加害への該当報告のあった事例について、主たる加害きょうだいの知的水準に関する補足情報を図 6.16.4 に示す。なお、本事業調査における知的水準は、各種知能検査・発達検査が実施されている事例や、未実施・実施困難な例などが背景に想定されたため、参考値としての区分(ウェクスラー式知能検査の記述表現・区分を援用)で情報を収集している。具体的には、「主たる被害児童の知的水準について、最も近いものを、知能検査を参考に選択してください。検査種類・実施時期は問いません。知能検査の実施がない場合、不明な場合は選択なしで構いません。『学業成績が極めて高い』など、他の明確な関係情報がある場合には、それに相当する箇所を選択してください」との教示文で回答を依頼している。したがって、ここでは必ずしも検査等に基づく正確な情報が得られているとは限らないことに留意されたい。

その結果、主たる被害児童の場合と同様に、知的水準が「非常に低い」あるいは「低い」と形容される事例も含まれる結果となった。また、「非常に高い～高い」に相当すると評価された事例も含まれている。

設問B16: 主たる加害きょうだいの知的水準

きょうだいによる加害事例のみ回答を依頼
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

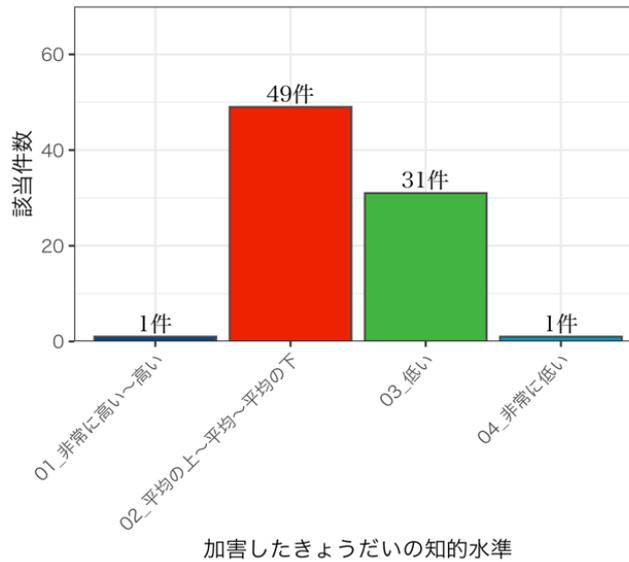


図 6.16.4 加害に該当のあったきょうだいの知的水準

6.3.2.17 【詳細設問】 報告事例における養育者・きょうだい以外の加害者情報

報告事例における主たる加害者が、養育者あるいはきょうだい以外の加害者となっている場合に回答を求めた設問 B17 の集計結果について整理する。該当者の年齢は 10 代から 70 代以上まで広く分布した(図 6.17.1)。

設問B17: 養育者きょうだい以外の加害者年齢

養育者・きょうだい以外の者による加害事例のみ回答を依頼
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

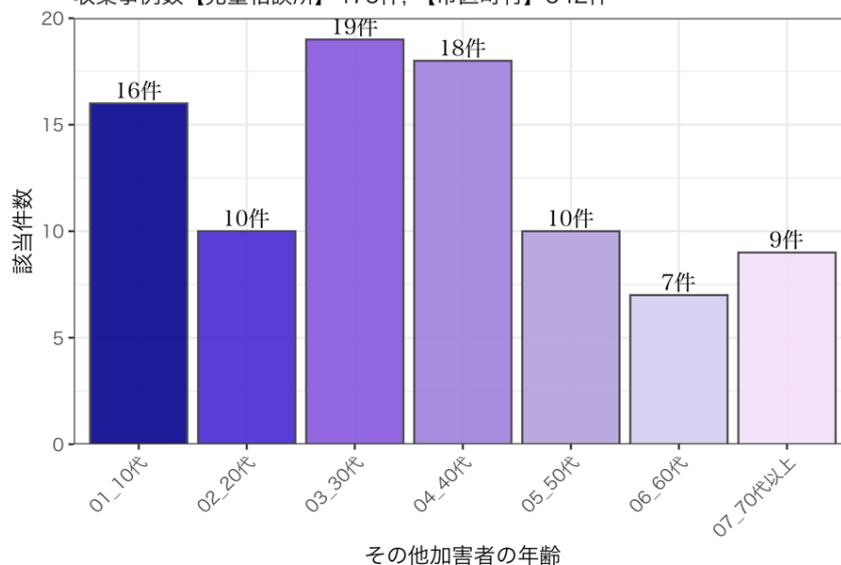


図 6.17.1 養育者ときょうだい以外の加害者 年齢区分別該当件数

養育者・きょうだい以外の者による加害事例において、被害児童の属する世帯との関係についての状況を図 6.17.2 に示す。互いの関係が安定・良好である場合もあれば、対立・葛藤の関係にある例も報告された。また、「主たる被害児童を預かることがある」とする例も含まれる結果となった。

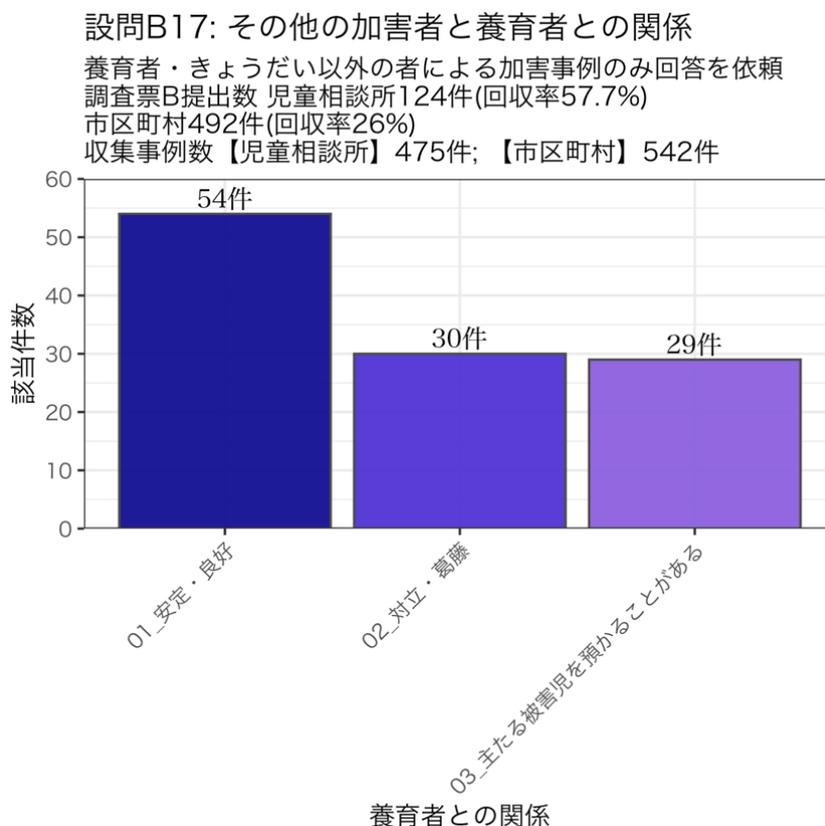


図 6.17.2 養育者ときょうだい以外の加害者 養育者との関係

6.3.2.18 【詳細設問】 報告事例における主たる養育者情報

続いて、養育者に関する詳細所見について報告を求めた設問 B18 への回答結果を整理する。本節では、各個別の項目への該当状況について単純集計のみの報告を実施する。「同時に観測・報告されやすい項目のパターン」等の詳細な解析については、第 9 章で結果を報告している。

まず、男女養育者について、離別・死別等による不在または被害発生時に長期的に不在としていた場合などの「不在養育者」に関する該当報告結果を図 6.18.1 に示す。本事業調査で収集された事例情報のうち、69 件で男性養育者の不在が報告され、41 件で女性養育者の不在が含まれる結果となった。ひとり親家庭等を含めた不在養育者のある環境下での性被害に焦点を当てた分析については、結果を第 17 章に整理している。あわせて参照されたい。

設問B18(養育者情報): 家庭内への出入りや児童との接触情報

被害発生期間において離別・死別等で
 家庭内にいない・出入りや児童との接触が全く無い
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

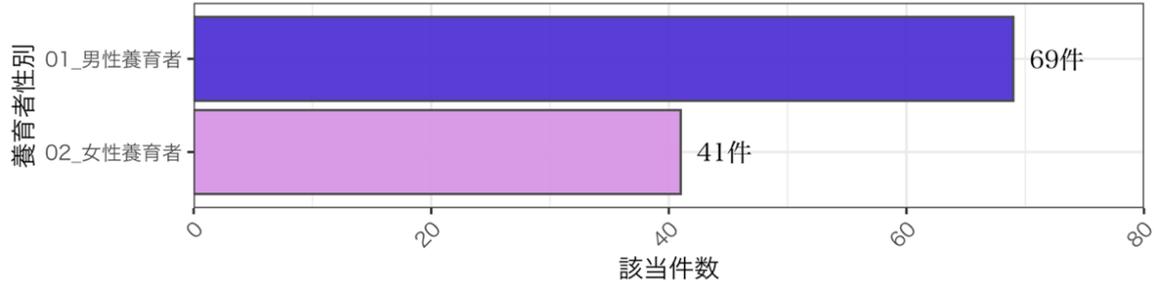


図 6.18.1 報告事例における不在養育者

不在でない養育者について、男女別の年齢を区分別で集計した結果を図 6.18.2 に示す。男性養育者においては 10 代から、女性養育者においては 20 代から該当報告が認められ、70 代以上の養育者家庭も報告事例に含まれた(図 6.18.2)。

設問B18(養育者情報): 養育者年齢

調査回答時点の養育者年齢
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

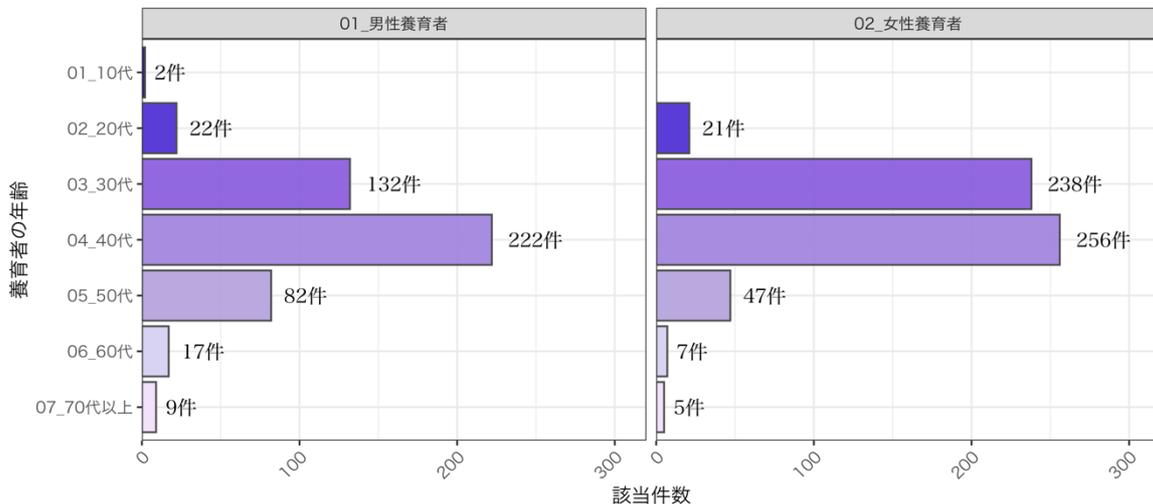


図 6.18.2 報告事例における主たる被害児童の養育者年齢

当該養育者が「非加害養育者」であるかについて、報告を求めたところ、男性養育者で 98 件、女性養育者の 446 件について、「非加害親である」という該当報告が得られた。結果を図 6.18.3 に示す。非加害養育者が被害児童の開示や各種臨床所見の発現・報告に与える影響については、その詳細を第 15 章で検討している。あわせて確認されたい。

設問B18(養育者情報): 非加害親

当該養育者が非加害親か否か

調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)

市区町村492件(回収率26%)

収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

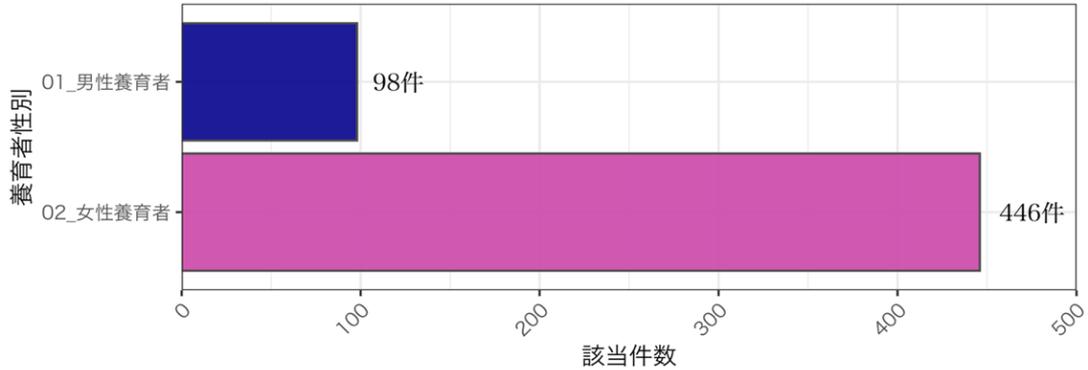


図 6.18.3 報告事例における非加害親

男女養育者の職業区分に関する回答情報を図 6.18.4 に示す。「安定」と形容される場合から、「不安定」「無職」「専業主夫/婦」など、様々な区分への該当が確認される結果となった。

設問B18(養育者情報): 養育者の職業情報

調査回答時点の養育者の職業情報

調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)

市区町村492件(回収率26%)

収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

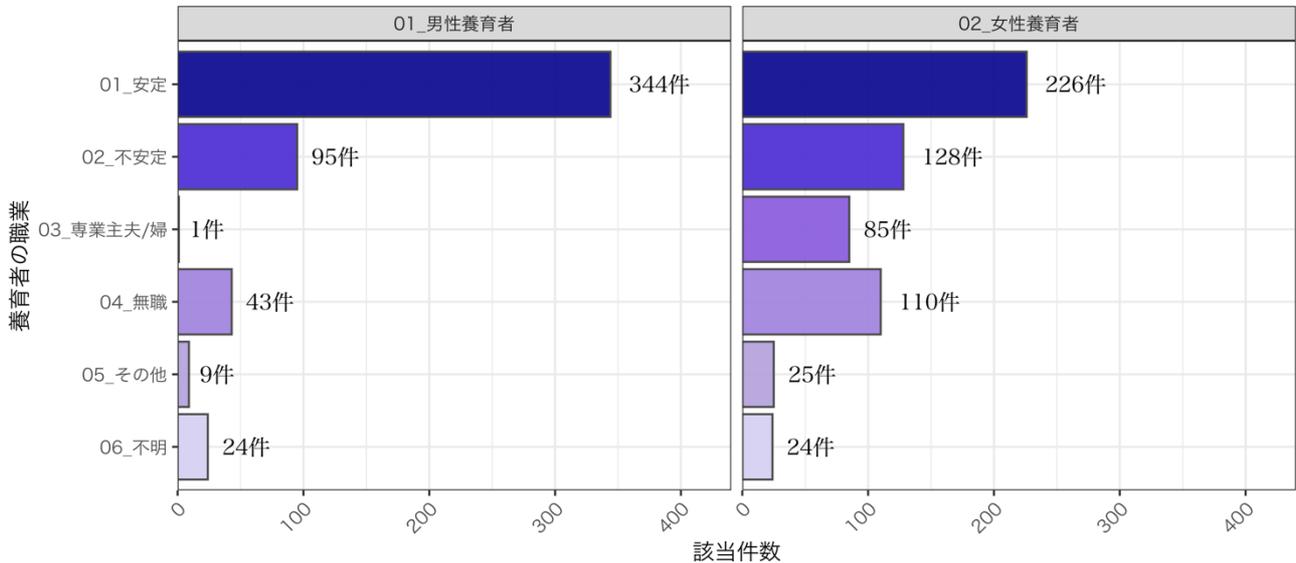


図 6.18.4 報告事例における養育者の職業区分

男女養育者の「他の養育者に対する態度」については、男性養育者において、「心身暴力による統制」、「力・権力の誇示」と形容される例が相対的に多く、女性養育者においては、「他の養育

者より立場が弱い」、「従属・支配される・顔色を伺う」、「過度な依存」等の項目への該当が目立つ結果となった(図 6.18.5)。一方、男女養育者ともに「自然な範囲」と形容される例も多く含まれている。男女を問わず、およそ全ての観点への該当例があることも着眼点の一つであるだろう。

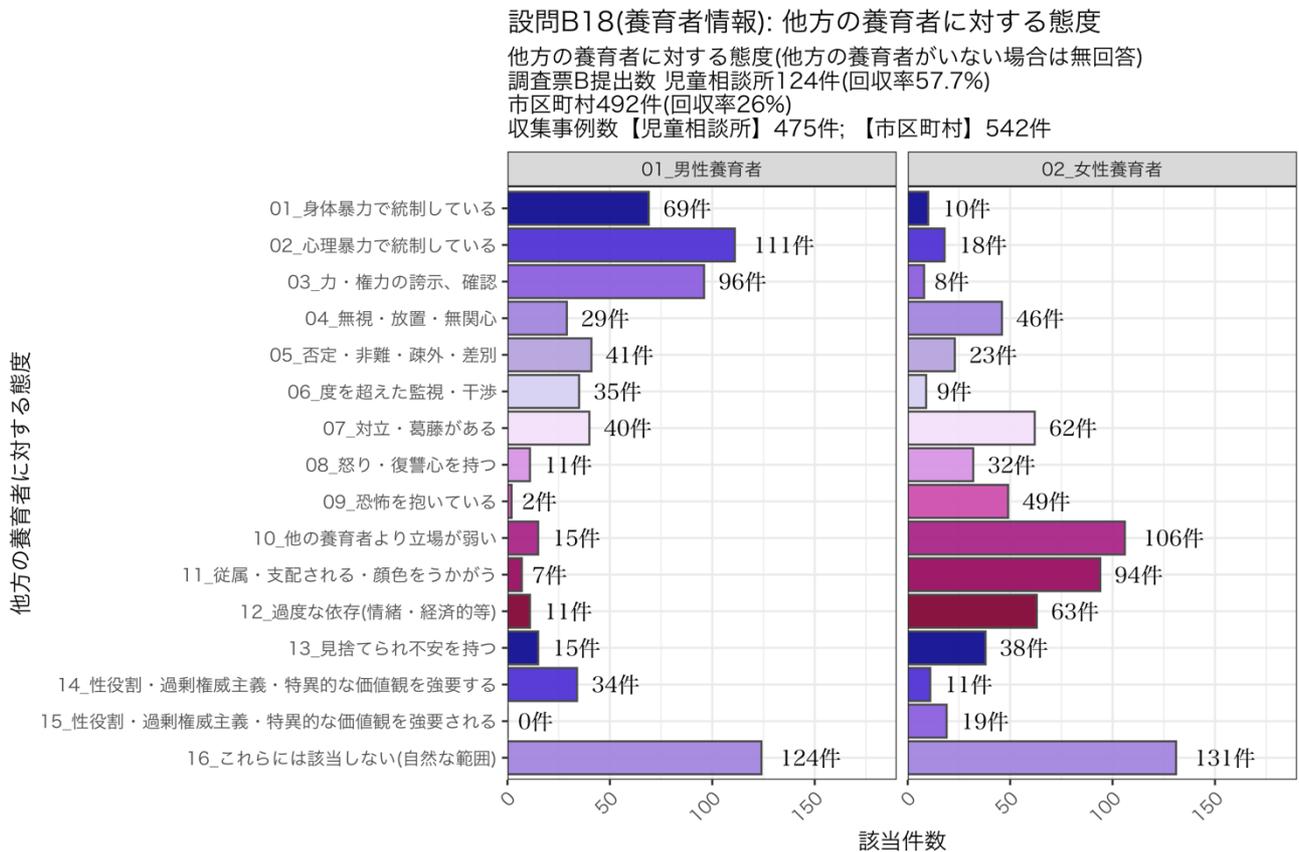


図 6.18.5 報告事例における養育者の他方の養育者に対する態度

男女養育者別で「被害児童に対する態度」を集計した結果を図 6.18.6 に示す。男女養育者ともに「養育者の都合が養育に過度に優先・自己中心的」への該当が目立つ。また、男女ともに「心身暴力的統制」や「無視・放置・無関心」、「性被害を受けていない他のきょうだいと明確に異なる扱い」などに該当報告のある例も一定数認められた。その他にも、「度を越えた監視・干渉」、「生活支配や行動制限」、「学習の無理強いや過度なしつけ・体罰」、「過剰愛護」などの項目への該当も報告されている。あるいは、「子どもを守る」といった態度への該当報告も、特に女性養育者において一定数認められる結果となった。

設問B18(養育者情報): 被害児童に対する養育者の態度・行為等

被害児童に対する養育者の態度・行為等
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

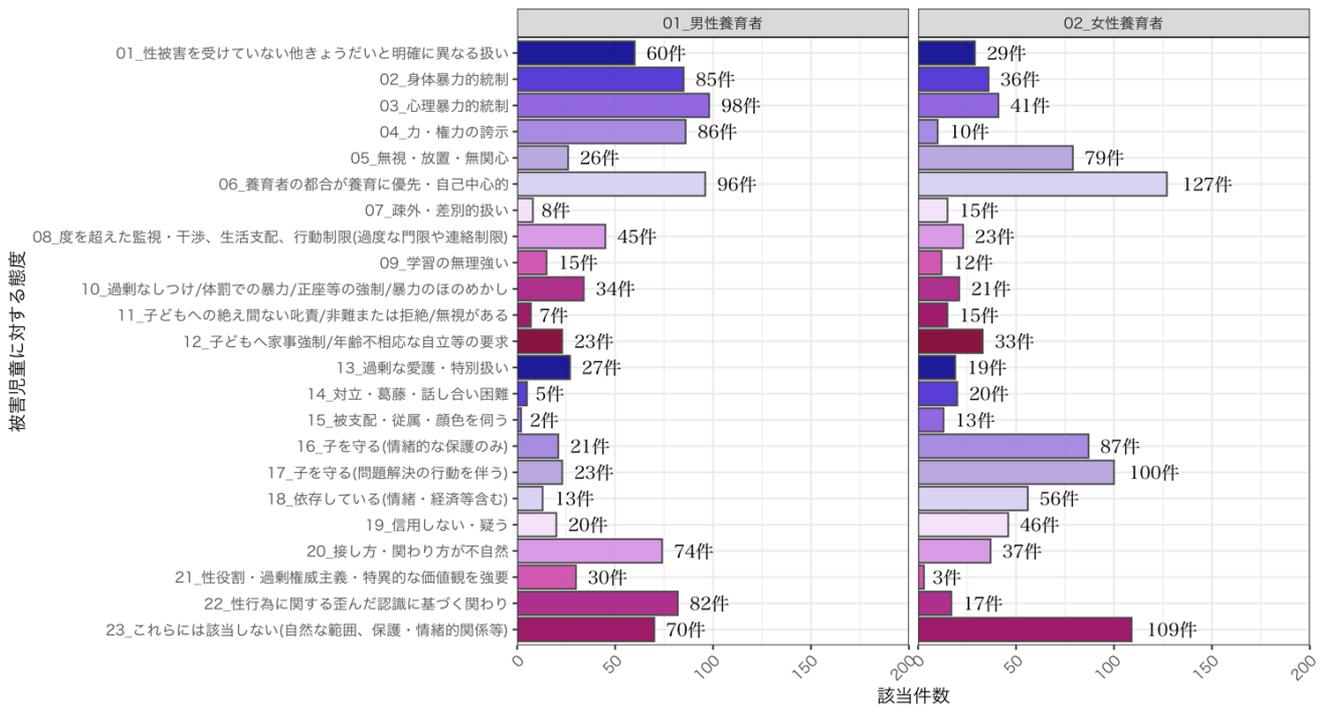


図 6.18.6 報告事例における養育者の被害児童に対する態度

男女の養育者に対して被害児童が抱く感情については、男性養育者において「拒否・嫌悪」、
 「恐怖」、「怒り・処罰感情」等の否定的な内容が相対的に多く報告され、女性養育者に対しては
 「守ってくれる・共感してくれる」や「好意」の対象となっている例が認められる一方で、「あき
 らめ(まもってくれない)」や「気遣いの対象」、「言うことを信じてもらえない」などが抱かれて
 いる様子も認められる結果となった(図 6.18.7)。

設問B18(養育者情報): 被害児童が抱く当該養育者への評価・感情

被害児童が抱く当該養育者への評価・感情
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

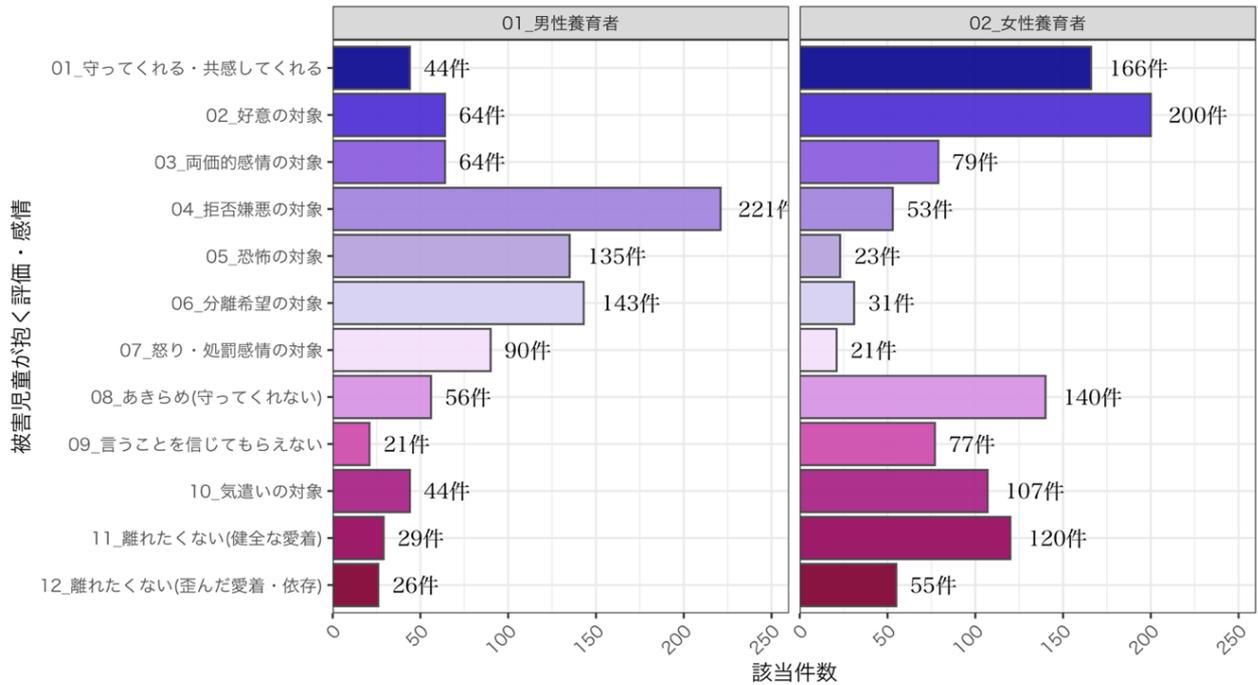


図 6.18.7 報告事例における被害児童が抱く養育者への評価・感情

養育者に対する(関係支援者等による)外部からの観察所見や、関係機関から得られる情報についての集計結果を図 6.18.8 に示す。男女養育者ともに「自然な範囲」と形容される例は相対的に少なく、精神的側面や社会関係、養育態度等に課題所見を報告する例が認められた。特に、女性養育者の「経済的な自立の困難」や「養育スキルの不足・不履行・不適切」への該当が目立った。

設問B18(養育者情報): 外部観察時の印象

外部観察時の印象・調査結果
 関係機関から得られた養育者情報
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%)
 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件;【市区町村】542件

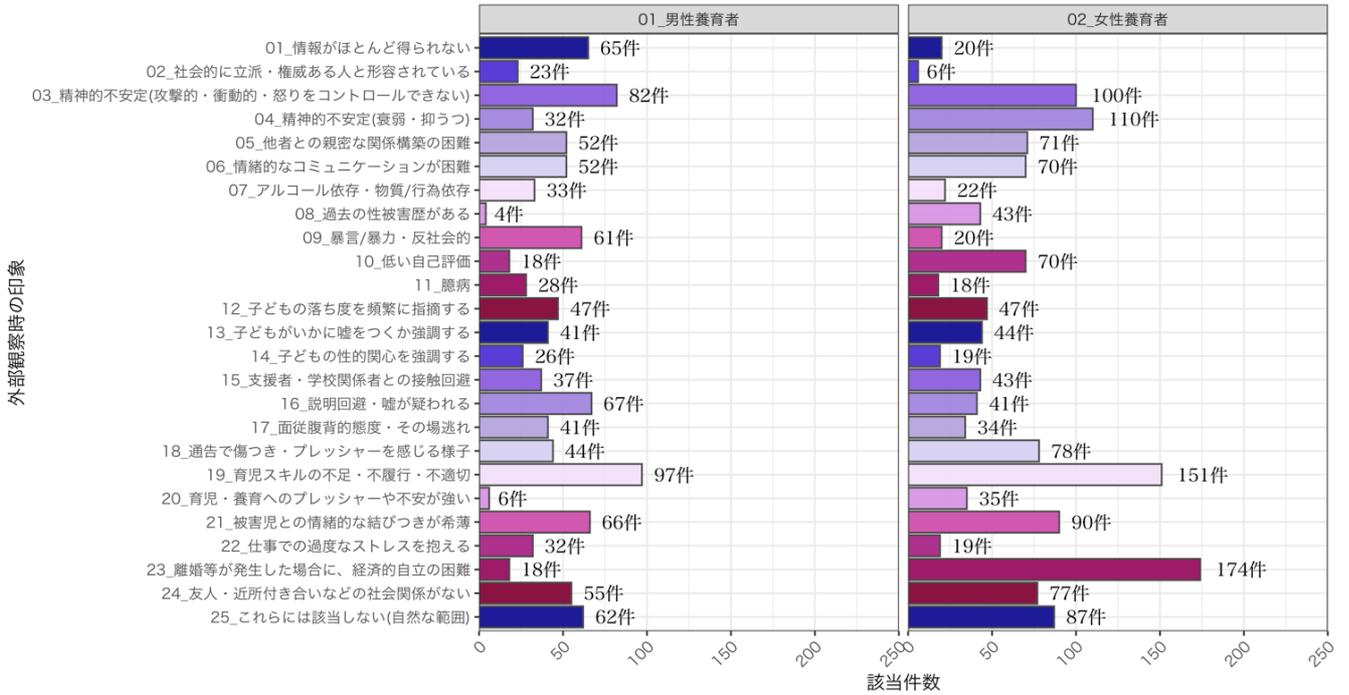


図 6.18.7 報告事例における養育者の外部観察児の印象・関係機関情報等

6.3.2.19 事例調査における「回答困難」と対象組織の関係

最後に、ここまで個別に整理してきた設問 B08 から設問 B18 までの詳細設問について、それらに対する「回答困難」ラベルの該当報告結果を図 6.19 に示す。児童相談所および市区町村ともに「開示」に関する詳細情報の回答困難報告が多い結果となった。それに次いで、被害児童の詳細な臨床所見に関する該当状況への回答困難報告が多い結果となっている。

性被害には被害児童の年齢や発覚の経緯などに様々な様相が認められ、関与する機関の役割にも違いがあり、(原則は共通するものの)個々の事例の状況に応じた対応プロセスはその詳細で様々に異なることが想定される。必然、その過程で把握される情報にも差異が発生するだろう。また、調査設計の視点から、回答者が全て自身で担当した事例を報告するといった形式は採用していない。当該「回答困難」の該当状況は、こういった複数の背景に基づくものであると考えられる。以降の章では、これらの回答困難該当報告箇所を全て「欠損」でラベル化して、必要に応じて補完・除外等を行い、解析に使用した。

設問B08-B18: 詳細内容設問の回答困難報告箇所(複数選択)
 調査票B提出数 児童相談所124件(回収率57.7%); 市区町村492件(回収率26%)
 収集事例数【児童相談所】475件; 【市区町村】542件

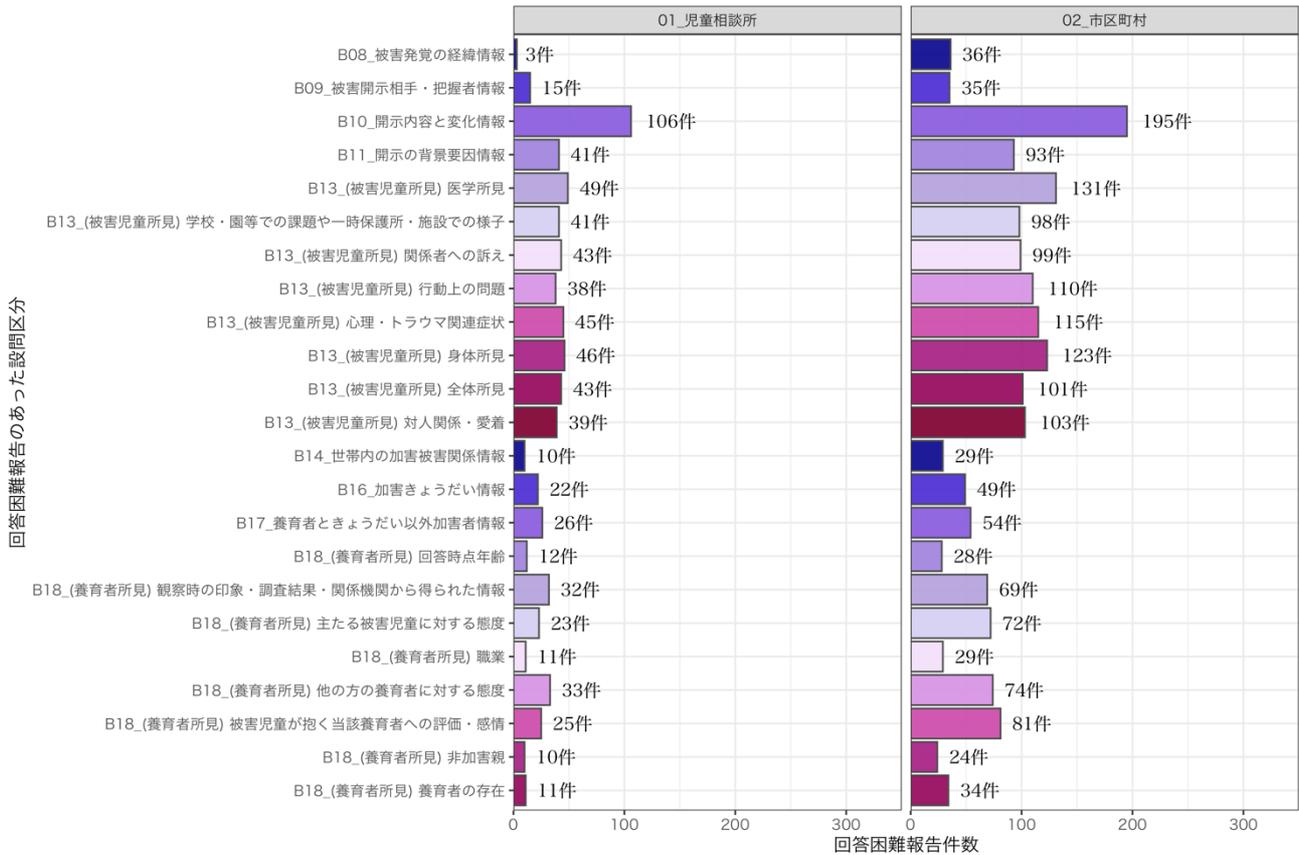


図 6.19 各種調査項目区分別での「回答困難」報告件数

6.4 子どもの家庭内性被害に関する単純集計情報に関する考察

本事業では、調査票 B を用いた事例単位の調査によって収集された 1017 件の回答情報について、その基礎集計を行なった。当該事例調査報告データの中には、対象期間中に性被害事例への対応がなかった等の理由から「調査回答者の基本情報項目」のみへの回答がある場合などが含まれた。「調査回答者の基本情報項目」のみへの回答などを除外した場合の実質的な分析対象事例数については、明示的に正確な件数を提示することが難しい。基本項目以外の一部分のみにも回答がある場合など、欠損状況にも連続性があるためである。そこで、代表的な指標として、被害児童の被害発覚時点の年齢に欠損のない事例数を計上すると、児童相談所と市区町村からの報告を合わせて、総計 704 件となった。個別の分析目的に応じて組み入れ基準を設定した場合、分析に利用可能な事例数には変動が生じることとなるが、本事業で実質的に収集された事例数は同程度と捉えて良いであろう。

6.4.1 報告事例のカバーする範囲

各種集計の結果、本事業で提示した様々な項目への該当報告が得られた。提示した項目の中には、複数選択式であっても「同時に該当することは無い」と想定されるような、相反する内容の項目も含まれた。子どもの家庭内性被害には、様々な類型・パターンがあることを示した結果と言える。被害児童の年齢や性別、加害者(児)の続柄や人数、非加害養育者の存在、家族形態や家族関係、被害内容等の組み合わせから生じる多様さを考慮すると、全体を一括りにして語ることは、本章の集計結果を踏まえても、極めて難しい。

「子どもの家庭内性被害」には、単一の類型や典型イメージでは記述されない、多様性あるいは個性がある。したがって、被害の発生構造や被害児童の置かれた状況等についての的確に理解し、必要な支援を検討していく上では、必ず「全体」より細やかな水準で切り分けた個別の分析が求められることになる。例えば、「男子児童の被害事例」や「きょうだい間の事例」などの観点が代表例として想定される。

こういった個別性に配慮した分析を実施する場合、必然、組み入れられる例数は全体から見て少数となる。そのように捉えた場合、全体で1017件、主要基礎項目である被害児童の受理時点年齢に欠損のない事例で704件という数値であったとしても、個別性を踏まえた性被害全体のパターンについては十分に網羅できない可能性がある。当該懸念については、個別の分析を実施する際に検討しつつ、今後への課題点という形式で整理を加える。

なお、本事業調査で報告された事例における被害児童の性別や年齢の分布、あるいは加害者の続柄を集計したところ、全国の児童相談所・市区町村で対応されている事例の年次統計(福祉行政報告例)と大方一致する結果が得られた。このことから、本邦の児童相談所および市区町村で対応される事例の様相については、その基本的属性についておよそカバーされているものと考えられる。しかし、「子どもの家庭内性被害」は、児童相談所や市区町村で対応されている事例がその全てではない。未発見によって潜在化している被害や、警察・司法関係分野でのみ取り扱われた例など、本事業の報告事例データが代表性を持ち得ない領域での事例情報が存在している。したがって、本事業で得られた知見は、「児童相談所・市区町村で対応された子どもの家庭内性被害事例」という範囲にとどめることを原則とし、潜在する被害を発見するための「手がかり」となりうるものとして取り扱うことを了解されたい。被害がより多く発見され、支援につながることで、定量的に検証可能な範囲が広がり、性被害全体の様相が明らかになってゆくものと考えられる。

6.4.2 個別観点についての考察と詳細な分析の必要性

本節では、事例調査(調査票B)の各設問で得られた回答結果について、その解釈や留意事項等を整理する。

【回答者情報について】

事例調査の回答者に関する集計結果では、過去の性被害担当件数と、児童相談所を対象とする『性的虐待対応ガイドライン 2011年版』（山本ら, 2011)の把握状況が示された。当該知見は、当然のことながら各組織全体における全職員の状況を示すものではなく、あくまで「回答作成者」に関する知見である。性被害事例に関する報告でありながら、「担当経験はない、0件」という回答が児童相談所および市区町村で見受けられたことから、自身の担当事例ではない内容を、(調査対応担当者等による)代理等により回答した結果も含まれていることが了解される。これらの点も踏まえつつ、そもそも、児童相談所および市区町村で対応される子どもの家庭内性被害事例は、他の虐待種別と比べて相談対応件数が少ない。2019年度時点、全国に215箇所設置されていた児童相談所に対して、2019年度の性的虐待相談対応件数は速報値で2077件となっている(厚生労働省, 2020f)。単純に平均すれば、各児童相談所で年間10件未満の相談対応件数であると概算される。本事業で回答を依頼した市区町村(要保護児童対策協議会設置箇所)1894箇所については、子どもの家庭内性被害について、より実務的な対応経験が蓄積されにくいものであると言える。したがって、本事業調査で得られた回答情報については、その全てが「豊富な経験に裏打ちされた調査やアセスメントに基づく回答結果である」とは言えず、データ自体に部分的な課題が内包されていることは否めない。調査の質の向上だけでなく、早期発見や対応の質の向上を目指すにあたっては、先に示したガイドライン等、継続的な知識の普及・啓発、研修等による補填が必要だと言えるだろう。

【被害発覚のタイミング・最初の受理区分について】

本事業の調査では、報告された事例のなかに「他種別での受理事例から性被害が途中発覚した」とする被害例も一定数で報告された。事例情報は無作為に抽出されたわけではなく、回答者による任意抽出のため、途中発覚事例数の多寡については言及することが叶わない。しかし、他種別の相談にも性被害が実際に潜在していることを、一つの事実として示すには十分である。最初の通告・相談受理区分には、他の虐待種別や、非行相談、育成相談、障害相談などが含まれた。これらの区分で受理された事例の中にも、「潜在する子どもの家庭内性被害がある」ことを念頭に置いた対応や、早期発見の取組に関する検討が必要となるだろう。ただし、全国の児童相談所および市区町村で対応される他種別での相談受理事例は、例えば知的障害だけであっても年間15万件程度の相談がある(巻末補足資料参照)。当該相談事例への対応フローの中で性被害を見抜くための取組を講じることや、遡及的に性被害の併存を調べることは、現時点で決して容易ではないものと思われる。今後の課題として、相談種別(子どもや家庭の課題)ごとに、性被害の併存を確度高く見抜くための視点や技術等を整備してゆくことが必要であると考えられる。

【被害内容について】

被害内容についても同様に、多様な項目への該当報告が認められた。性器性交や口腔性交、肛門性交等の極めて身体的侵襲性の高い被害内容から、プライベートゾーンへの身体接触、あるいは性交等を見せられるといった身体的非接触性の被害に至るまで、様々な被害例が報告されている。第一に、これらの被害内容から、どれが重篤あるいは軽微かなどと単純に評価することは適切ではない。身体的侵襲性の高い被害は当然として、非接触性であっても凄惨な心理的外傷を子どもに与えるためである。子どもにとって大切な母親が内縁者等と性交するという場面を目撃した・目撃させられた等の状況を一例として想定するだけで、当該主張は容易に了解されるだろう(当該例については、第5章や第17章にも記載がある)。子どもの安全基地となるはずの養育者等によって不適切な関わりが(多くの場合、持続的に)なされることそれ自体によって、(被害の内容を問わず)子どもには深刻な影響が発生することも想定される。被害の内容にとらわれず、子どもの視点を中心に、状況全体の文脈を踏まえた理解が求められると言えるだろう。第二に、性的搾取等の被害については、本事業調査においていくつか随伴例が認められたものの、該当報告件数自体は多くない結果となった。児童相談所・市区町村の福祉機関で把握されている例が本来的に少ない可能性が高く、詳細について検討するためには、司法・警察領域等で対応される事例情報から検討する必要があるものと考えられる。一方で、「子どもの家庭内性被害」に関する調査で性的搾取等の被害の随伴が報告されたことは、当該問題が「家庭外」だけの問題ではなく、家庭内部者の関与や、家庭内性被害と連続・関連しているであろうことが指摘されうる。事実、親族等による児童ポルノの作成等に加担させられているといった事例の報告も認められていることから(第5章参照)、当該問題については、組織を超えた全体から被害の実態を把握してゆくことが必要であると思われる。

【加害者・加害児童について】

「子どもの家庭内性被害」における加害者(児)の続柄も、被害の内容に応じて一意に記述できるものではない。本事業調査では、実父、実父以外の父(養父・継父等)、母親の内縁男性や、兄(異父母含む)、実母や祖父・おじ等の親族を中心に、多様な続柄への該当報告が認められた。おばや祖母、中には兄の友人、きょうだいの恋人や内縁者、祖母の配偶者、あるいはオンライン関与者といった家庭居住者外の報告も認められた。(例として)「家庭内性被害の加害者は、成人した男性養育者によるもの」といった断定的な固定観念を持つことは、当該問題を正確に把握していくことや、被害の発生を見抜く上での、誤った理解を助長するものであると言えるだろう。また、「性被害」を定義しようと試みるいくつかの例では、その主たる要件の一つに「力関係の差」が含まれることが多い(詳細は第3章)。このとき、一つの客観的指標として「年齢差」が参照されることもあるが、「年齢が高い方が、力関係から見て強い立場にある」とは必ずしも断定できるものではない。その一例として、きょうだい事例で「弟」等による年下からの加害報告例が複数件認められている

ことが挙げられる(詳細については、第12章で検討)。さらに、子どもの家庭内性被害における「加害者(あるいは加害児)」であると同時に、当該立場の者が同時に(性)暴力の被害者である例も含まれる。個別の事例の文脈や全体像を踏まえ、多様な可能性を念頭に置いた見立てや判断が必要になると言えるだろう。

【世帯情報・養育環境】

世帯情報や養育環境については、本事業ではいくつかの代表例を提示して、項目への該当報告を求めるにとどまった。また、本事業は「子どもの家庭内性被害事例」に対象を限定しており、比較対象を定めていない。よって、本調査で該当報告のあった項目の情報を用いて、直ちにそれが「性被害の発生が懸念される」、「リスクである」といった解釈にはならないことに留意されたい。その一方で、性被害事例において複数の該当報告が得られた観点については、今後の各種比較検討を実施する際や、被害の発生を考慮に入れる上での視点として、微力ながら有用であると思われる。例えば、一定以上の該当報告が認められた「きょうだいに過去の虐待係属歴がある」、「経済や就労の問題・生活困窮」等の情報は、性被害に限らず他の相談課題についての見立てを講じる上でも主要な観点となりうる。「被害発生前の数ヶ月間で家族構成・出入り者に変化があった」、「内縁関係・登録のない大人の出入りや居住がある」、「複数人が過度に狭い部屋で生活している」などの所見も同様である。例えば、他の虐待種別や虐待以外の相談種別に含まれる性被害の検出等を目指す上では、「性被害の発生があった事例」と「性被害の発生が認められない事例」との差異を検討することとなるだろう。当該課題への取り組みに際して、各事例群の差異や特徴を把握するための項目として、援用できる可能性がある。

【被害児童に随伴する問題と障害】

被害児童に随伴する事項として、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトなどの他種別の虐待や、非行、不登校、あるいは障害等への該当が認められた。当該該当状況を鑑みれば、性被害のみが単独で発生するというよりも、「他の課題等が複合的に生じている環境下で性被害が発生している・発生しやすい可能性がある」と捉えることが、全体を俯瞰した際には自然であると考えられる。このとき、例えば「被害児童の障害」が性被害の発生リスクとなるか否かなど、個別の観点については詳細な分析が必要となる(被害児童の障害と性被害の関連については第16章で検討する)。まずは、実態として、子どもの家庭内性被害における被害児童には、全体を観察した際に、いくつかの課題や他の被害が随伴しているということをおさえておくにとどめたい。

【被害の頻度・継続期間】

被害の頻度は、その大半が「常態化」あるいは「断続的」となり、継続的な被害となっていることが示された。「単回」として報告の得られた例も認められたが、仮にその被害が発覚しなかった場合を考慮すれば、「単回」と報告されたとしても、後続する被害や被害の進行が懸念されるものと考えられる。偶発的な側面の強い被害を除いて、子どもの家庭内性被害は原則継続性のある問題であると認識されうる。被害の継続期間は、本調査事業で報告された事例において、0年から15年に至るまで広く分布した。初発年齢は0歳から17歳まで認められ、そのピークは10歳から11歳ごろとなっていた。なお、本事業で扱われた「被害者」は、児童福祉法の規定する「児童」であり、原則18歳以上の者は含まれない(児童相談所・市区町村を対象とした子どもの家庭内性被害に関する事例の調査であるため)。また、本事業で報告された事例情報は、当然被害者が「児童」の年齢帯であるうちに被害が発覚したものを扱っている。したがって、18歳を超えて被害が継続する可能性を考慮すれば、さらに長期に及ぶ被害も存在しうるとともに、成人になって以降の被害開示など、被害が発覚するまでに、より長期の期間を要する場合も十分に想定される。実際、IPSOSが公表したフランスの調査によれば、子どもの頃の性被害を開示するまでに平均15年の期間があったという報告もある(<https://www.ipsos.com/fr-fr/linceste-un-drame-qui-poursuit-ses-victimes-toute-leur-vie>, Last accessed 2021.02.25)。本邦においても、早期の介入が実現されず、当該調査報告に認められるとおり、様々な二次障害等を発症するに至っている事例が潜在しているものと推測される。本事業調査では、被害の継続期間中に、被害児童からの開示等に基づいて、被害事実を通告等以前から把握している(が、通告には至らなかった)立場の者がいる場合も、一定数報告される結果となった。特に、母親やきょうだい・親族、被害児童の友人・同級生等での該当報告が相対的に多かった。関係支援者だけでなく、「被害の開示を受けた子ども」等を含めた、幅広い層への知識や一次対応のあり方に関する啓発が重要な役割を担うものと考えられる。

【発覚の経緯について】

報告された事例の多くは、その発覚の経緯が子ども本人からの開示となっていた。また、関係者からの疑いも発覚経緯の大きな一角を占める結果となった。子どもへのアプローチから開示を促進する取り組みや、周囲の疑いから開示に繋げる取り組みなどが並行して実現されることで、早期発見に寄与するものと考えられる。前述のとおり、特に実母やきょうだい、被害児童の友人・同級生が被害を知っていたとする例が一定数存在する。性被害の把握されていない既存の各種相談事例においても、当該立場の者への積極的な聞き取りが、早期発見のための有効な手段の一つとなるかもしれない。被害の発見や開示が得られた契機等について、調査では自由記述式によりいくつかの具体的な知見が収集されている(表6.12)。本節で一つひとつを整理するには紙面が不足するが、早期発見に向けた取組を検討する上で重要な資料となりうるだろう。

【被害の開示について】

本事業調査では、被害児童からの被害の開示が得られた事例について、その様相に関する情報が収集された。対応を講じるに「十分な情報量の開示が得られた」、あるいは「開示範囲が広がった」とする報告例が多いものの、その一方で、聞き取りをすすめるにつれて「開示範囲が狭まった」あるいは「内容がちぐはぐ」となったり、「一部答えられない」、「開示内容の撤回」、「加害者によって都合の良い内容への変更」などといった様相も一定数以上で該当が認められた。その背景には、被害児童の年齢が幼いことに起因する言語発達上の未熟さや、被害児童の恥辱感や罪悪感、加害者による洗脳や操作、口止め、あるいは解離等による記憶の混乱など、様々な要因が想定される。しかし、いずれにせよ、十分な開示が被害児童から得られないといった状況が、子どもの家庭内性被害事例においては、「特別な現象ではない」ということは、本事業の内容からであっても十分に示されたものと考えられる。また、開示が得られた背景として回答者による主観評定を依頼したところ、差し迫る危機が背景にあった、加害者が分離・安全確保されたこと、家庭復帰の恐れから、被開示者への信頼が得られたから、第三者の存在があったから、積極的な聴き取りを実施したから、子どもが各種関連知識を獲得したこと、身近な人への被害拡大があったこと、一時保護所入所時の聴き取り、社会的養護関係施設等の入所時の聴き取り、子どもへの性関連教育、他の問題行動についての聴き取りなど、様々な観点への該当報告が得られた。特に「加害者の分離・安全確保」や「被開示者への信頼」への該当報告が多かったものの、それ以外の視点についても、状況に応じて重要な役割を担うものであると考えられる。今後の取組を検討する上で、参照できる知見であるだろう。

【被害児童の臨床所見】

調査では、被害児童に見られる各種臨床所見として、全体所見、医学所見、身体関連所見、心理・トラウマ関連症状所見、対人関係・愛着関連所見、学校等の集団生活場面の所見、行動所見の区分を設定し、それらの区分に設置された様々な項目への該当状況を収集した。その結果、ほとんど全ての項目に対する該当報告が認められた。中には、薬物乱用等の深刻な事態に至る例も含まれている一方で、被害発覚時点では「無症状」とされ、特段の所見が観察されなかったとする例も含まれている。なお、項目の中には、未就学児等の低年齢期から該当があることを想定したものや、一定以上の年齢でなければ該当が想定されない項目なども組み入れられている。当該理由により、各種所見への該当状況に関する考察は、年齢別での該当傾向を分析した第13章に記載することとする。

【加害-被害等家族内の関係構造について】

子どもの家庭内性被害において、加害・被害内容が性的なものだけではなく、また加害者(児)および被害児童が一人だけであるとは限らない。具体的には、実父と兄から性的被害を受けている場合や(詳細は第12章に記載)、家庭全体に心身あるいは性的暴力支配が及んでいる例などが想定される。こういった加害-被害等家族内の関係構造に関する設問で収集した情報を集計したところ、性加害行為が主たる被害児童だけでなく、きょうだいや母親等にまで及んでいる場合や、心身暴力や脅迫・口止め等が被害児童以外にも及んでいる場合などが存在する様相が確認された。個別例や被害発生構造の類型・パターン等について、詳細な分析を加える必要があるものの、「加害者-被害児童間だけにとどまらない、家庭全体の課題や病理」が背後に存在するという一つの可能性を念頭に、各種分析を進めてゆく必要があることが示されたものと言える。

【加害への該当報告があったきょうだいの事例について】

加害への該当報告があった「きょうだい」の事例については、その詳細を第12章で検討する。ここでは、基礎集計からも明らかとなった重要な着眼点として、(1)18歳や成人を超えたきょうだいからの加害事例が含まれていること、(2)加害への該当報告のあったきょうだいに対しても、各種虐待等の被害が発生している場合が一定数で認められたこと、(3)年上のきょうだいによる加害だけでなく、年下(弟)が加害に該当した例も含まれたこと、これらの事実を改めて確認することに止めることとする。

【養育者・きょうだい以外の加害者事例について】

本事業調査では、被害児童が居住する世帯に同居する家族等だけでなく、別居の親族等から被害を受けたとする例も報告される結果となった。家庭内で発生する子どもの性被害だからといって、加害者が家庭内に「居住する」人物であるとは限らないことを示した結果と言える。加害者の続柄には、前述のとおり、祖父母やおじ・おば等の親族や、きょうだいの内縁者等様々な続柄・立場への該当が認められている。このとき、当該外部居住者からの被害を一括りにして分析対象とすることには疑念が生じる。加害者の立場や関与のあり方など、想定される事態が多種多様であると想定されるためである。したがって、本事業では家庭外部居住者による家庭内性被害事例に関する解析の実施は保留とし、後続の研究課題とした。

【不在養育者・ひとり親家庭での性被害について】

子どもの家庭内性被害は、実父母家庭やステップファミリー、三世同居家庭など、様々な家庭での被害発生例が確認されている(詳細は第9章)。男女養育者のいずれかが不在となっている家庭、多くの報告事例において「ひとり親家庭」であると想定される例についても、同様に報告が認

められた。ひとり親家庭等の不在養育者のある家庭においては、被害児童に対する保護的な機能を担う立場の養育者や、実父・実父以外の父などの加害者としての構成比が高い続柄の者が不在になっていると(単純には)想定される。養育者が不在という条件下において、どのような被害がどのような構造下で発生しているかについては、個別に情報を切り出した分析・検討が必要になる。詳細は第 17 章に整理することとする。

【非加害養育者について】

報告された事例において、男女養育者のいずれにおいても「非加害親である」との回答が得られる結果となった。特に女性養育者に該当する例が多く含まれた。非加害養育者の存在は、性被害への対応や支援を検討する上でキーパーソンとなりうる。しかし、非加害親が、必ずしも被害児童に対して保護的に機能するとは限らず、被害の発覚等を受けて傷つきや衰弱を抱えている場合や、反対に被害を無視・黙認し被害児童の視点からは、「あきらめ」の対象となっている場合など、いくつかの可能性が推測される。子どもの家庭内性被害における非加害養育者の状況に関して、詳細な整理を加えることは、被害への対応や支援を検討する上で重要な基礎知見になると考えられる。本事業では、第 15 章にてその基礎的な検討を行う。

【養育者の職業区分・他の養育者に対する態度】

男女養育者の職業区分については、男女ともに「安定」と報告される事例が相対的に多い結果となった。一方、「不安定」、「無職」といった区分への該当報告も男女養育者問わず一定数の該当が認められた。男性養育者に関しては、報告事例における加害者とオーバーラップしている場合が多い。このことから、養育者の職業区分あるいは経済的な安定度合いについても、単一のイメージや典型を想定すべきではないことが示された。また、男女養育者の他の養育者に対する態度についても、多様な例が含まれる結果となった。「自然な範囲」と形容される場合もあれば、養育者間の力関係に強固な差がある例も一定以上存在することが確認された。このとき、男性の立場が強いと想定される場合もあれば(報告事例においては、この傾向が高い)、その反対もある。典型例のみに引きずられず、「多様な例がある」ことを念頭に置いた見立てが必要となるだろう。

【養育者の被害児童に対する態度・被害児童の評価感情・外部観察時の印象情報等】

該当する養育者が加害者(あるいは非加害養育者)であるか否かによっても異なるものと考えられるが、男女養育者の被害児童に対する態度にも、多様な様相があることが報告された。「自然な範囲・問題解決への行動を伴う」、「情緒的な保護」といった肯定的な態度や、否定的な態度等への該当も認められた。課題所見としては、「自己中心的」が相対的に多く含まれ、他の虐待行為が随伴する例も確認されている。被害児童が養育者に対して抱く感情や評価についても、多様な様相が

認められた。加害者が男性養育者と重複することも多い背景があつてか、男性養育者には否定的感情が抱かれる傾向にあることが認められた。他方、女性養育者については、非加害養育者であることが多い背景もあつてか、「好意」や「守ってくれる」という評価・感情への該当報告が相対的に多く認められた。その一方で、「あきらめ」、「両価的感情」、「信じてもらえない」、「分離希望の対象」などへの該当報告も一定数確認されている。男女養育者の外部観察時の印象についても、多様な該当報告が認められた。これらを踏まえれば、「子どもの性被害における家族関係や養育者像」について、単一の典型やイメージ・固定観念等を抱くことは適切な理解には繋がらないものと捉えられる。より詳細な分析が必要になるとともに、これらの知見がどのような形で、「子どもの家庭内性被害」の発生に結びつくのか、理論的に整理する必要があると言える。

6.4.3 調査範囲と測定に係る限界について

本事業の事例調査には、設問設計や測定方法において、複数の限界点が存在している。設問構成の限界として、本事業の調査では「加害者」に焦点を当てた設問設計を採用しなかった。事業の主たる目的である「潜在化する被害事例の早期発見」を前提にしたとき、知見の活用対象は「いまだ被害が把握されていない事例」となり、したがって「加害者がいるかどうか」、「誰が加害者か」についての情報は、早期発見の段階では一切不明であるためである。また、「加害者が一人であるとは限らない」という前提を踏まえて設問を設計した場合、複数名の加害者情報についての回答・記入を受け付けられる仕様が必要になる。回答者への負担を含めた、実質的に設定可能な設問数の限界から、本事業では加害者に関する整然かつ十分な情報が取得されなかった(代わりに、養育者の所見に焦点を当てた)。しかし、当然のことながら、子どもの家庭内性被害の実態を理解してゆくためには、加害者に関する研究も必要不可欠である。本邦においては、特に(子どもに対する性犯罪等の)「加害者研究が不足している」ことが以前から指摘されてきている(越智, 2006)。今後の重要な研究課題の一つであると言えるだろう。

また、各種項目の収集にかかる測定にも複数の課題・限界がある。被害児童に見られる各種臨床所見について、本事業では単一の項目等で該当状況を把握しようと試みている。しかし、例えば「抑うつ」や「PTSD 症状」のそれぞれ一つを取り上げたとしても、その測定には、妥当性・信頼性の担保された自己報告式尺度や、専門的訓練を受けた者による構造化面接法、あるいは医師による診断等が学術研究一般では使用される。本事業においては、単一項目であることだけでなく、該当情報の評定が、「児童相談所・市区町村の担当職員による観察」や「関係者から得られた情報」に依存している。主観評定を多分に含むことによる、ノイズやバイアスが混入している可能性が指摘されよう。このことは、被害児童の臨床所見にとどまらず、養育者に関する所見等にも広く該当する。さらには、本事業の事例調査における設問の多くは、回答者への負担配慮から「該当のみ」の報告を求めるものであった。すなわち、「該当がないこと」が指し示す意味が、「項目で提示さ

れた事象が起きていない」のか「確認していない・不明」なのかを判別することができない(したがって、以降の章では「該当報告数」や「該当報告率」という名称を利用する)。その他にも、「各所見項目への該当が相談対応の”どの時点で”観測されたものか」といった時間的前後関係も扱っていない。全国調査によって、短期間で幅広く情報を収集するという調査実施上の利点あるいは制約を背景に、測定に係る妥当性・信頼性・正確性については十分に考慮されていないという点が重々指摘されうるだろう。これらのことから、各種調査結果・分析結果について、解釈の保留や結論に対する疑念の余地が残ることには留意されたい。後続する個別の研究等により、具体的な検証が求められると言える。